

学生生活ハンドブック

令和**7**年度



独立行政法人 国立高等専門学校機構
大島商船高等専門学校

大島商船高等専門学校校歌

岡本暢也 作詞
星野哲郎 補作
桜田誠一 作曲



大島商船高等専門学校校歌

一、飯のの止は ひとりに明けて
同士の士氣 肩を固む
若者たちは 時代をみつめ
世界へ向けて 技を磨い
潮の音めぐる 大島の
わが学舎に 望みはたさる
立佐の島に 春かえる日々
専門の講堂に 秋立つ日にも
若者たちは 真理を究め
未見の我を 磨きたす
この道と おる 意の中
惜者の情 あふれてやまず
七つの海に 命を浮かべ
青春賭けた 伝統の血は
若者たちの 腕を流れ
平和の鐘を うち鳴らす
ロマンを愛す 大島の
祈りははるか 銀河をわたる
俗塵洗う 琥珀の海に
夕陽はうたう 未来への讃歌
若者たちは 胸くみあこて
はてなき夢を 語りあう
コンパスの旗 永久を指し
わが学舎に 理想は抱る



目 次

I 教育理念・教育目標等

◇ 教育理念	1
◇ 教育目標	1
◇ 養成すべき人材像	1
◇ 学科別教育目的	2
◇ ディプロマポリシー	3
◇ カリキュラムポリシー	4
◇ アドミッションポリシー	6
◇ 専攻科教育目的	7
◇ 専攻科ディプロマポリシー	8
◇ 専攻科カリキュラムポリシー	9
◇ 専攻科アドミッションポリシー	11

II 諸手続等

1 諸手続一覧表	13
2 学校納入金	15

III 学習ガイド

1 授業関係	17
2 教務関係 Q & A	19

IV 学生生活ガイド

1 基本的事項	25
2 学生生活に関すること	26
3 学資援助に関すること	30
4 交通安全に関すること	32
5 学生生活 Q & A	33

V 学寮ガイド

1 学寮の概要	36
2 学寮での生活	37
3 学寮関係 Q & A	39

VI 図書館ガイド

1 開館日と休館日	42
2 利用方法等	42
3 サービス	43
4 その他	43

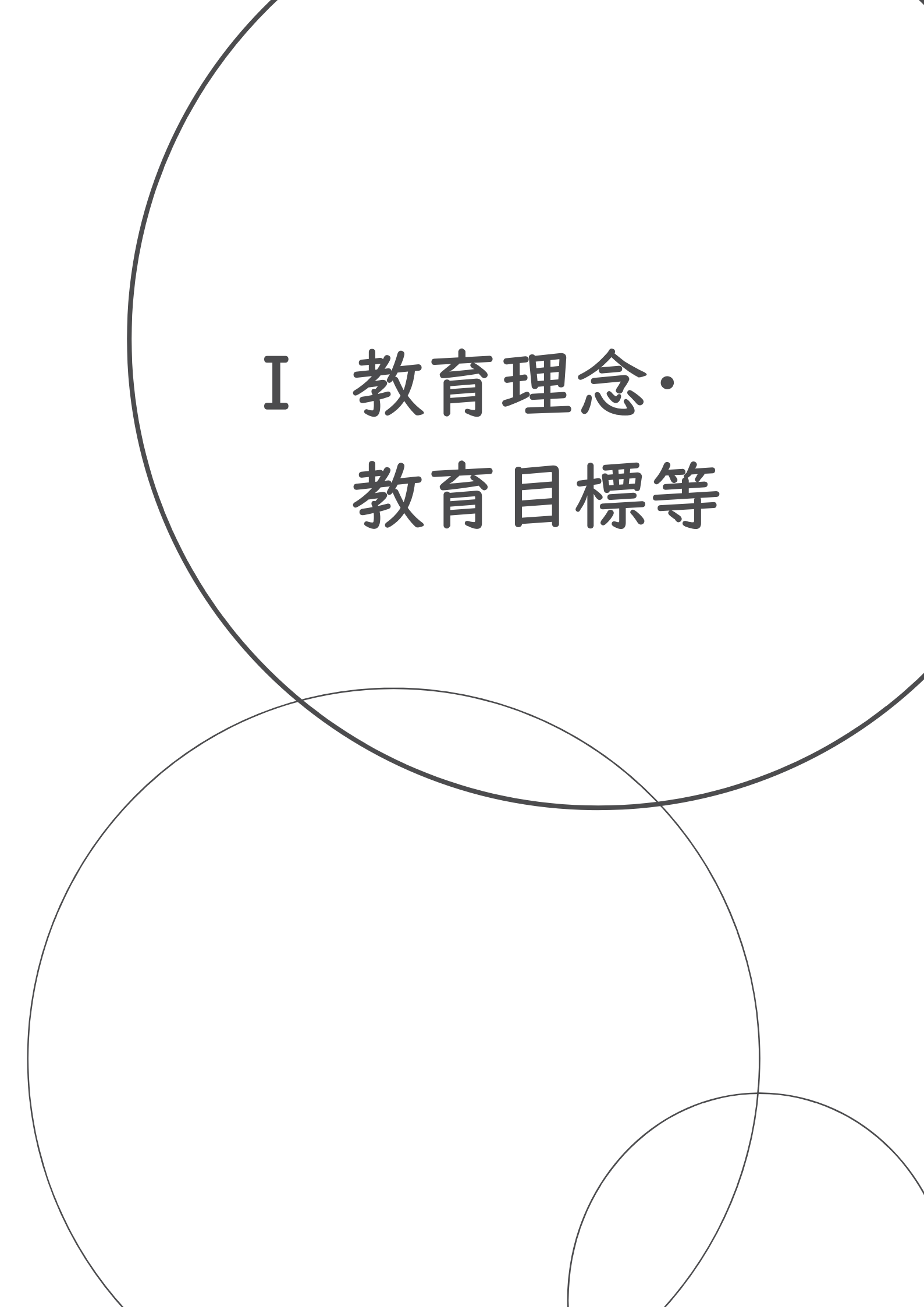
VII 組織及び施設

1 組織図	44
-------	----

2 各主事の校務分担	45
3 事務組織とその概要	45
4 施設	47
5 練習船大島丸	48
6 実習船等	49
7 配置図	50
VIII 諸規則	
1 学則	56
* 船舶職員養成施設及び免許講習の課程の修了資格を得るために履修すべき授業科目・単位等一覧	95
2 乗船実習の履修方法の特例に関する規則	101
3 学生準則	105
4 学生心得	122
5 学生会会則	126
6 学生会細則	130
7 学生会の組織	133
8 学生表彰規則	134
9 学生の懲戒等に関する内規	136
10 学寮管理運営規則	143
11 寮生心得	152
12 防災管理規則（抄）	154
13 車両通学に関する規則	156
14 学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則	160
15 自学自習における学生の心得	165
16 大島商船高等専門学校における資格取得等及び外部教育施設において 修得した授業科目に係る学修による単位認定に関する規則	166
17 インターンシップに関する規則	170
18 インターンシップ実施要項	175
19 専攻科の授業科目の履修等に関する規則	178
20 図書館利用細則	186
21 学生相談室規則	189
22 いじめ防止等基本計画	191
23 梅木信子奨学基金取扱規則	209
24 120 周年基金奨学金授与規則	213
IX 付録	
沿革概要	219

（注）各種様式を一部省略しております。

必要な場合は、学生課窓口まで申し出てください。

The background features three overlapping circles of different sizes, drawn with thin dark lines. One large circle is in the upper left, another medium circle is in the lower left, and a smaller circle is in the lower right. They overlap in a way that creates a sense of depth and movement.

I 教育理念・ 教育目標等

教育理念

海洋で育まれた心豊かでたくましい海事技術者並びに創造性豊かな工業技術者の育成を目指す。

教育目標

- 1 豊かな教養と国際感覚を身につけた、視野の広い技術者を養成する。
- 2 協同の精神と責任感を培い、集中力・耐久力を養い、指導者として必要な能力を育成する。
- 3 探究心を養い、身体を鍛え、先人の遺産を学び、新技術を創造できる能力を育成する。

養成すべき人材像

我が国のものづくりの技術基盤を支え、質の高い専門能力を有し、創造性に富み、国際感覚を身につけた視野の広い実践的技術者を養成する



学科別教育目的

商船学科

- ・ 海技士資格を有し，船舶の安全運航に対応できる技術者の養成
- ・ 海事関連産業の多様なニーズに対応できる海のスペシャリストの養成
- ・ 幅広い海事関連分野に対応できる基礎から応用に亘る知識と技術，国際感覚及び管理能力の育成

電子機械工学科

- ・ 電気電子工学と機械工学に関する高度な知識を有する実践的技術者の養成
- ・ コンピュータ・情報関連教育による高度なコンピュータ活用能力の育成
- ・ 論理的文章の表現力とプレゼンテーション能力の育成
- ・ 福祉と環境も考慮に入れることのできる豊かな人間性と責任感の育成

情報工学科

- ・ 豊富な情報技術をもとにした視野の広い応用能力の育成
- ・ グループリーダーとしてのコミュニケーションとプレゼンテーション能力の育成
- ・ 柔軟で創造的なシステムデザイン能力の育成

ディプロマポリシー

本校に在籍し各学科教育目標に基づく以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定する。

商船学科	電子機械工学科	情報工学科
1. リベラルアーツ，国際的素養及び生涯にわたって自ら学ぶ力 (1) 人文・社会科学の知識・理論を駆使し，国際社会のニーズに対応できる。		
2. 実践的技術者に必要な科学的基礎知識 (1) 技術者として必要な数学・自然科学の基礎的知識を専門分野に活用できる。 (2) 情報リテラシー，基礎的な情報処理技術の知識を習得し，各種データの解析ができる。		
3. 商船学的専門基盤知識 (1) 専門分野の基礎を学び，実験結果や簡単な自然現象，工学現象及び社会事象を解析できる。 (2) 船舶運航及び管理に必要とされる専門技術と知識を持つ。	3. 工学的専門基盤知識 (1) 専門分野の基礎を学び，実験結果や簡単な自然現象，工学現象及び社会事象を解析できる。 (2) 電気電子工学，機械工学に関する専門知識を有し，問題を解決できる。 (3) コンピュータ・情報に関する知識を有し，コンピュータを活用できる。	3. 工学的専門基盤知識 (1) 専門分野の基礎を学び，実験結果や簡単な自然現象，工学現象及び社会事象を解析できる。 (2) 情報工学の専門知識を活用し広い視野で工学分野の課題を解決できる。
4. 社会実装に応用・実践できる力 (1) 豊かな教養と倫理観，責任感を有し，福祉向上や環境保全など持続的発展を目指す社会に貢献できる。		
—		(2) 情報工学の実験・演習や研究活動を通じて自ら学び柔軟で創造的に情報システムをデザインできる。
5. 自分の意見を論理的に表現でき，周囲と協調しあうコミュニケーション力と人間力 (1) 技術者としての主体性，コミュニケーション能力，指導力を発揮し，課題を解決できる。		
(2) 海技従事者及び海事従事者として，課題を発見し解決できる。	(2) 報告書や論文など論理的文章の作成及び学術的プレゼンテーションができる。	(2) 自らの考えを明確な言葉で表現するプレゼンテーションができる。

カリキュラムポリシー

本校では、ディプロマポリシーにて掲げた能力を身につけるため、次のような編成方針に基づいた教育を実施する。

商船学科	電子機械工学科	情報工学科
商船学科では、ディプロマポリシーにて掲げた能力を身につけるために、以下の科目群を開設する。	電子機械工学科では、ディプロマポリシーにて掲げた能力を身につけるために、以下の科目群を開設する。	情報工学科では、ディプロマポリシーにて掲げた能力を身につけるために、以下の科目群を開設する。
1. リベラルアーツ、国際的素養を身につけられるように (1) 低学年次に幅広い教養を身につけるために人文社会系科目を設け、講義を主とした学修方法により展開する。 (2) 低学年次にライフ／アースサイエンス、環境問題などのリベラルアーツ及び汎用的能力に関する科目を設け、講義を主とした学修方法により展開する。併せて、これら科目では普遍的に有用性をもつ能力や分野横断的能力を涵養する。 (3) 低・高学年次に外国語（英語）科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。		
2. 実践的技術者に必要な科学的基礎知識を修得できるように (1) 低学年次に化学や物理、数学などの自然科学系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (2) 低学年次に情報リテラシーに関する基礎情報系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。		
3. 商船学的専門基盤知識を修得できるように (1) 低学年次に商船学に関する専門基礎科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (2) 低・高学年次に航海系及び機関係の科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。	3. 工学的専門基盤知識を修得できるように (1) 低・高学年次に専門基礎科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (2) 低・高学年次に電気電子工学系、機械工学系の科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。	3. 工学的専門基盤知識を修得できるように (1) 低・高学年次に専門基礎科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (2) 低・高学年次に情報工学系の科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
4. 社会実装に応用できる能力を身につけられるように (1) 船舶運航に必要な専門知識と技術修得のための商船系専門科目を設け、講義や演習を主とした学修方法に	4. 社会実装に応用できる能力を身につけられるように (1) 低・高学年次に電気電子工学に関する科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。	4. 社会実装に応用できる能力を身につけられるように (1) 低・高学年次にソフトウェア系に関する科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。

より展開する。 (2) 航海系に関する科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (3) 機関係に関する科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (4) 全学年を通して校内練習船実習及び実験・実習科目群を展開する。	(2) 低・高学年次に機械工学に関する科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (3) 全学年を通して電気電子工学、機械工学に関する実験・実習科目群を編成する。	(2) 低・高学年次にコンピュータシステム系に関する科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (3) 低・高学年次に情報通信ネットワーク系に関する科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (4) 低・高学年次に情報数学・情報知識を身につけるために機械系、電気・電子系、経済ビジネス系専門科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
5. 論理的説明力、周囲との協調性及び自ら学ぶ力を身につけられるように (1) 全学年を通して校内練習船実習を展開する。 (2) 卒業研究を設け、新規課題への取り組み、自主的な学習・研究能力、問題解決能力及びプレゼンテーション能力を育成する観点から、学生と指導教員の双方向性を重視した総合的な学修を展開する。	5. 論理的説明力、周囲との協調性及び自ら学ぶ力を身につけられるように (1) 低・高学年次にかけて、プロジェクトベースの科目を設け、これをグループ学修により展開する。 (2) 高学年次に卒業研究を設け、新規課題への取り組み、自主的な学修・研究能力、問題解決能力及びプレゼンテーション能力を育成する観点から、学生と指導教員の双方向性を重視した総合的な学修を展開する。	

(成績評価方法の方針)

本校では、授業科目の成績評価は各科目の到達度を設定し以下の方法で行う。

- (1) 講義科目は、定期試験の成績、小テスト、レポート等の提出物、履修状況などを総合して実施する。
- (2) 実験実習、演習等の科目では、定期試験を実施せず、履修状況や提出物等により評価することがある。

(単位認定基準)

教育課程を編成する各科目の学修の成果は、履修状況と定期試験やレポートなどシラバスに記載された評価方法に沿って総合的に評価する。成績は100点法によるものとし、60点以上を合格とし所定の単位を認定する。

アドミッションポリシー

求める学生像

1. 高専入学後の学習に対応できる基礎学力を身につけている人
2. 学校生活に必要な協調性，責任感，コミュニケーション能力を身につけている人
3. 社会や集団のルールを守ることができる人
4. 海事分野または工業分野に関する専門知識と技術の習得に意欲のある人
5. 専門知識と技術を身につけ，新しい技術の創造に挑戦する意欲のある人

入学者選抜方針

本校は、「我が国のものづくりの技術基盤を支え，質の高い専門能力を有し，創造性に富み，国際感覚を身につけた視野の広い実践的技術者」の育成を目的とし，「求める学生像」に沿って，その能力と適性を有する人材を選抜するため，「推薦による選抜」，「体験学習による選抜（商船学科のみ）」，「学力検査による選抜」，「帰国生徒特別選抜」を行います。

「推薦による選抜」は，出身学校長が責任を持って推薦した学生で，本校の教育を受けるのに必要な素養と基礎的学力を有した学生を選抜するため，推薦書，調査書及び自己申告書を評価するとともに，志願動機，意欲，適性などに関して作文，面接及び口頭試問を行い，その結果を総合的に評価します。

「体験学習による選抜（商船学科のみ）」は，本校商船学科での教育を受けるのに必要な素養と基礎学力を有した人を選抜するため，調査書及び志望理由書を評価するとともに，本校で実施する体験学習に関する面接を行い，それらの結果を総合的に評価します。

「学力検査による選抜」は，本校の教育を受けるのに必要な素養と基礎学力を有した学生を選抜するため，調査書を評価するとともに学力検査等を行い，その結果を総合的に評価します。

「帰国生徒特別選抜」は，豊かな国際性を備え，本校の教育を受けるのに必要な素養を有した学生を選抜するため，志願動機，意欲，適性などに関して，提出書類の評価と学力検査及び面接を実施し，その結果を総合的に評価します。

専攻科教育目的

海洋交通システム学専攻	電子・情報システム工学専攻
・ 海洋を中心とした国際・国内物流管理分野及び海事関連分野で活躍できる海運管理者の養成	・ 電子・情報システムに関する高度な研究開発ができる実践的開発技術者の養成
・ IT 教育により，高度なコンピュータ支援能力の育成 ・ 国際化教育により，語学力や文化的教養の育成 ・ 福祉と環境も考慮に入れることのできる総合力の育成	

専攻科ディプロマポリシー

本校専攻科では、教育上の目的（学則第31条の2）に掲げる人材育成のために次のような具体的な能力と素養を定め、これらを身に付けかつ所定の単位を修得した学生に修了を認定する。

海洋交通システム学専攻	電子・情報システム工学専攻
1. 国際的な視野と倫理観に基づく価値判断ができる海洋交通システム技術者 (1) 文化や歴史を踏まえ国際社会で生じる様々な現象について総合的に把握することができる。 (2) 社会、福祉や環境に与える影響を考慮し、経済的・倫理的な視点から考えることができる。	1. 国際的な視野と倫理観に基づく価値判断ができる電子情報システム技術者 (1) 工学分野における諸現象のしくみを数学的・物理的に理解できる。 (2) 電気電子分野、機械分野及び情報通信分野について論理的に説明できる。 (3) 電気電子分野、機械分野及び情報通信分野の実験・演習を通して、工学的に考察し、活用することができる。
2. 海・船・物流等に係る知識・技術を身に付け、海陸の複合領域で活躍できる海洋交通システム技術者 (1) 商船学分野における諸現象の仕組みを数学的・物理的に理解できる。 (2) 船舶運航に関する航海学、運用、主機関並びに補助機関に関する分野について論理的に説明できる。 (3) 船舶とその運航に関する総合的な分野の実験・実習を通して、理論的に考察し、活用することができる。	2. メカトロニクス・ソフトウェア・ハードウェア・ネットワークのアーキテクチャ技術を身に付け、高度な情報化社会に貢献できる電子情報システム技術者 (1) 日本語・外国語により書かれた文献を理解し、文章や口頭発表により表現することができる。 (2) 個人又はグループで計画的にプロジェクトを進め、創造的なシステムを実現することができる。 (3) 新しいメカトロニクス、知能システムの概念を創生し、表現することができる。
3. 自然に優しく、人の営みを支える海事関連システムを設計・開発できる海洋交通システム技術者 (1) 日本語・外国語により書かれた文献を理解し、文章や口頭発表により表現することができる。 (2) 個人又はグループで計画的にプロジェクトを進め、創造的なシステムを実現することができる。 (3) 新しい海事に関するシステムの概念を創生し、表現することができる。	3. メカトロニクス、知能システムを設計・構築できる電子情報システム技術者 (1) 日本語・外国語により書かれた文献を理解し、文章や口頭発表により表現することができる。 (2) 個人又はグループで計画的にプロジェクトを進め、創造的なシステムを実現することができる。 (3) 新しいメカトロニクス、知能システムの概念を創生し、表現することができる。

専攻科カリキュラムポリシー

本校専攻科では、ディプロマポリシーにて掲げた能力を身に付けるため、次のような編成方針に基づいた教育を実施する。

海洋交通システム学専攻	電子・情報システム工学専攻
1. 国際的な視野と倫理観に基づく価値判断ができるように (1) 文化や歴史を踏まえ国際社会で生じる様々な現象について総合的に把握することができるように人文科学・社会科学系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (2) 社会、福祉や環境に与える影響を考慮し、経済的・倫理的な視点から考えることができるように技術者倫理や社会科学系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。	
2. 海・船・物流等に係る知識・技術を身に付け、海陸の複合領域で活躍できるように (1) 商船学分野における諸現象の仕組みを理解するために、数学及び物理に関する高度な自然科学系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (2) 船舶運航に関する航海学、運用、主機関並びに補助機関に関する分野の専門科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (3) 船舶とその運航に関する総合的な分野の理論的な考察をする能力、技術を活用する能力を身に付けるために、特別実験を設け、実験を主とした学修方法により展開する。	2. メカトロニクス・ソフトウェア・ハードウェア・ネットワークのアーキテクチャ技術を身に付け、高度な情報化社会に貢献できるように (1) 工学分野における諸現象のしくみを理解するために、数学及び物理に関する高度な自然科学系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (2) 工学分野における専門知識を論理的に説明する能力を育成するために、電気電子分野、機械分野及び情報通信分野の専門科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (3) 電気電子分野、機械分野及び情報通信分野の工学的な考察をする能力、技術を活用する能力を身に付けるために、特別実験を設け、実験を主とした学修方法により展開する。
3. 自然に優しく、人の営みを支える海事関連システムを設計・開発できるように (1-1) 外国語による文章理解能力を育成するために、実践的な英語科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (1-2) 論理的な文章を作成する能力及びプレゼンテーション能力を育成する観点から、特別研究を設け、学生と指導教員の双方向性を重視した総合的な学修方法により	3. メカトロニクス、知能システムを設計・構築できるように (1-1) 外国語による文章理解能力を育成するために、実践的な英語科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。 (1-2) 論理的な文章を作成する能力及びプレゼンテーション能力を育成する観点から、特別研究を設け、学生と指導教員の双方向性を重視した総合的な学修方法により展開する。

展開する。	
(2) 個人又はグループで計画的にプロジェクトを進め、創造的なシステムを実現する能力を身に付けるために、特別演習と特別実験によるグループワーク系(プロジェクトベース)科目を設け、演習・実験を主とした学修方法により展開する。 (3) 新規課題へ自主的に取り組む姿勢、研究能力、問題解決能力及びプレゼンテーション能力を育成する観点から、特別研究を設け、学生と指導教員の双方向性を重視した総合的な学修方法により展開する。	(2) 個人又はグループで計画的にプロジェクトを進め、創造的なシステムを実現する能力を身に付けるために、創造工学演習と特別実験によるグループワーク系(プロジェクトベース)科目を設け、演習・実験を主とした学修方法により展開する。 (3) 新規課題へ自主的に取り組む姿勢、研究能力、問題解決能力及びプレゼンテーション能力を育成する観点から、特別研究を設け、学生と指導教員の双方向性を重視した総合的な学修方法により展開する。

(成績評価方法に関する方針)

これらの科目に対する単位取得の認定は、各科目のシラバスに基づき、以下の方法で行う。

- (1) 授業科目の評価は、科目ごとの試験の成績及び出席状況並びに平常の学習状況（演習・レポート等）を総合して行うものとする。
- (2) 実技・実験・実習・演習などの実践的科目においては、課題への取り組み状況、レポート、発表などを総合的に勘案し、到達目標に対する到達度を評価する。
- (3) 特別研究においては、研究成果をまとめた論文、研究発表、取り組み姿勢などを総合的に勘案し、到達目標に対する到達度を評価する。

(成績の評価及び単位認定基準)

成績の評価は、優、良、可及び不可の評語をもってし、次の評点区分による。

優 80 点以上 良 66 点以上 80 点未満 可 60 点以上 66 点未満 不可 60 点未満

専攻科アドミッションポリシー

求める学生像

1. 商船学もしくは工学の基本的な知識を習得している人
2. 基礎学力をさらに深め、実践力を有するデザイン能力を身につけたい人
3. 研究・開発能力を身につけ、自主的、継続的に努力できる人
4. 技術者倫理を尊重し、グローバルな視野を有する専門家として社会に貢献したい人

入学者選抜の基本方針

専攻科入学者の選抜は、「推薦による選抜」、「学力検査による選抜」及び「社会人特別選抜」の三つの方法で行います。

「推薦による選抜」においては、学校長が成績及び人物とも優れているものと認めて責任をもって推薦できる者に対して、プレゼンテーション要旨に添ってプレゼンテーションを行ってもらいます。それに対し、口頭試問・面接を行い、その他の提出書類とともに総合判定を行います。

「学力検査による選抜」においては、学力検査（数学、専門科目）及びプレゼンテーション要旨に添ってプレゼンテーションを行ってもらい、それに対して口頭試問・面接を行い評価（点数化）します。これらの評価に、英語の得点（TOEICスコアを換算したもの）を加え、その他の提出書類とともに総合判定を行います。

「社会人特別選抜」においては、勤務先の承諾または入学時に1年以上の勤務実績がある者に対して、プレゼンテーション要旨に添ってプレゼンテーションを行ってもらいます。それに対し、口頭試問・面接を行い、その他の提出書類とともに総合判定を行います。

(このページは余白です。)

Ⅱ 諸手續等

1 諸手続一覧表

(1) 交付を受けるもの

種 類	担当係	時 期	備 考
学生証	教務係	1・4年生 4月	常時携帯すること
在学証明書	〃	必要時随時	自動発行機により交付
学業成績証明書	〃	〃	<u>3日前まで</u> に申込みこと（提出先明記）
調査書	〃	〃	<u>5日前まで</u> に申込みこと（提出先明記）
卒業見込証明書	〃	〃	自動発行機により交付
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	学生係	〃	自動発行機により交付
バイク通学許可証（通学生）	〃	〃	ステッカーは車体に貼付すること
自転車通学許可証（通学生）	〃	〃	〃

(2) 届出をするもの

種 類	担当係	時 期	備 考
誓約書（保護者等）記載事項変更届	教務係	その都度	
保護者等変更届兼誓約書	〃	〃	
住所氏名変更届	〃	〃	
欠席・欠課（1週間未満）届	〃	〃	定期試験を学校保健安全法による感染症以外で欠席する場合は医師の診断書を添付すること
長期欠席届（1週間以上）	〃	〃	病気の時は医師の診断書を添付すること
欠席届（学校保健安全法による感染症）	〃	〃	医師の診断書を添付または医師の診断を記入してもらうこと
通学届	学生係	〃	

(3) 願い出をするもの

種 類	担当係	時 期	備 考
休学願	教務係	その都度	病気の時は医師の診断書を添付すること
復学願	〃	〃	留学していた場合は修了証書等の写しを添付すること
退学願	〃	〃	
学生証再交付願	〃	〃	紛失した時は早急に再交付を受ける （写真1枚提出 3.0cm×2.4cm）
忌引願	〃	〃	
追認試験受験願	〃	指示された日時	
国家試験受験許可願	〃	受験前	受験後、1週間以内に問題用紙と受験票を 学生課に提出すること
特別学修による単位習得認定願	〃	その都度	
大島商船高等専門学校におけるインター ンシップの学修許可願	〃	〃	
大島商船高等専門学校におけるインター ンシップの学修単位認定願	〃	〃	

(つづき) 種 類	担当係	時 期	備 考
入学料免除願	学生係	指示された日時	必要証明書類添付
授業料免除願	学生係	指示された日時	必要証明書類添付
各種の奨学生願書	〃	その都度	〃
バイク通学許可願	〃	〃	
自転車通学許可願	〃	〃	
学生団体結成（変更・継続）許可願	〃	〃	
学生団体解散届	〃	〃	
校外団体参加許可願	〃	〃	団体の目的、役員についての事項、参加目的を記載した文書を添付
集会（催し物）許可願	〃	〃	
施設・設備使用願	〃	〃	
アルバイト許可願	〃	〃	1～3年生（許可後、就業届を提出）
入学料徴収猶予願	〃	〃	〃

（４）寮内における諸願及び届・手続一覧

種 類	提出時期	備 考
入寮願	指示された日	全学年許可入寮制
退寮願	その都度	
Web 外泊申請	3日前までに	
Web 外泊先到着報告	外泊先到着時	
Web 帰寮報告	帰寮時	
証明書交付願	3日前までに	
集会・活動承認願	1週間前までに	

最低限度のことですが、提出書類等は黒色のボールペン（シャープペン等は不可）で、ていねいに記入してください。

印が必要なら押印も忘れないようにしましょう。

また、期限のあるものは余裕をもって、本人が請求・申請してください。

事前の学級担任への相談・連絡等も忘れないようにしてください。

もし、急を要する場合は、事前に相談・確認等をしてください。

教務係 0820-74-5473 / 学生係 0820-74-5476 / 寮務係 0820-74-5478

2 学校納入金

(1) 本科

費 目	金 額	備 考
授業料	年額 234,600 円	半期毎
学生会費	年額 9,600 円	半期毎
山口県高体連会費	年額 700 円	1～3 学年
日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額 1,550 円	
その他（合宿研修費等）		

・在学中に授業料改定が行われた場合には改定時から新授業料が適用されます。

(2) 専攻科

費 目	金 額	備 考
授業料	年額 234,600 円	半期毎
学生会費	年額 9,600 円	半期毎
日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額 1,550 円	

・在学中に授業料改定が行われた場合には改定時から新授業料が適用されます。

(3) 入寮生

費 目		金 額	備 考
寄宿料	一人部屋	4,800 円	半期分（月額 800 円）
	二人部屋	4,200 円	半期分（月額 700 円）
寮費		58,800 円	半期分（月額 9,800 円） 但し、エアコンに関する経費等を含む
寮生会費		600 円	半期分（年額 1,200 円）

《参考》学寮食費 40,000 円程度（30 日分）（委託業者へ納入）
寮費及び食費は、金額を変更することがあります。

(4) その他（奨学後援会・体育文化後援会）

費 目	金 額	備 考
奨学後援会入会金	10,000 円	入学時のみ
奨学後援会会費	年額 12,000 円	半期毎
体育文化後援会会費	年額 12,000 円	半期毎

・ 兄弟が在籍している学生は、奨学後援会入会金が免除されます。



Ⅲ 学習ガイド

1 授業関係

(1) 教育理念・教育目標に基づく学習

高等専門学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的として設置されています。

本校はこの目的にのっとり、Ⅰの教育理念・教育目標等を掲げ、これらを実現するためのカリキュラムを構成しています。

(2) 修業年限（学則第3条）

学 科 名	通 称 名	修業年限	備 考
商 船 学 科	S 科 ※	5 年 6 月	5 年 6 月のうち計 4 年 6 月が席上課程、 計 1 2 月が実習課程 (大型練習船に乗って遠洋航海に出ます。)
電子機械工学科	M 科	5 年	
情 報 工 学 科	I 科	5 年	

※ 商船学科では、第 2 学年修了時に、航海（N）コースと機関（E）コースにコース分けします。

(3) 学期（学則第5条）

学年を分けて、前学期及び後学期の 2 学期とし、学期の開始日及び終了日は、校長が別に定めています。

(4) 休業日（学則第6条）

次のとおり休業日を定めています。なお、特別の必要がある場合は休業日を通常の授業日に振り替えることもあります。また、これら以外の臨時の休業日や ④ ～ ⑦ の長期休業日の期間は、校長が別に定めます。

- ① 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ② 日曜日及び土曜日
- ③ 創立記念日 10 月 1 日
- ④ 春季休業
- ⑤ 夏季休業
- ⑥ 冬季休業
- ⑦ 学年末休業

(5) 教育課程（学則第13条・第14条）

1 年間で授業を行う週は、定期試験を含めて 35 週を原則としています。

各学科の教育課程は学則別表 1 及び別表 2 のとおり、各学年で学ぶ授業科目と単位数が決まっています。

(6) 授業への出席（進級及び卒業認定規程第10条）

授業は授業時間割のとおり実施されますので、遅刻や欠席をしないよう心がけてください。（学年皆勤、5 年間皆勤などの表彰があります。）

各科目について、年間授業時数の 5 分の 1（1 単位あたり 6 時間）を超える欠課がある場合はそれだけで「不可」の評価を受けます。

なお、本校では時間ごとに欠課・遅刻・早退を記録します。遅刻・早退は 2 回で欠課 1 時間として扱います。

(7) 定期試験

学期	試 験	期 間	備 考
前学期	中間試験	6月中旬頃に約1週間	定期試験は、年4回実施。 この他にも小テストが繰り返し行われますので、日頃の予習・復習をきちんと行うことが重要です。
	期末試験	7月下旬から8月初旬頃に約1週間	
後学期	中間試験	11月下旬頃に約1週間	
	学年末試験	2月上旬頃に約1週間	

(8) 課程修了の認定（学則第14条，規程第14条）

学則別表に定められた，その学年に割り当てられている必修科目を全てと選択科目を必要な単位分履修し，決められた単位数を修得すれば次の学年へ進級します。

例外的に未修得科目が少しあっても進級することができますが，進級直後に実施される追認試験で合格しておく必要があります。

(9) 原級留置（学則第17条，規程第16条）

課程修了の認定が受けられない場合は，原学年に留まって，原則としてもう一度全ての教科を履修することとなります。

(10) 卒業の認定（学則第14条の2，第28条，規程第17条）

履修すべき全ての科目の履修が認定され，必要な単位数を修得すると卒業が認定され，準学士の称号が与えられます。商船学科では大型練習船による12ヵ月の乗船実習が卒業の認定に必要とされます。

(11) その他

実用英語技能検定や情報処理活用能力検定などの検定試験に合格すると合格級に応じた単位数が認定されます。

2 教務関係 Q & A

Q.1 : 学校を休むときはどうするの？

A : 当日の9時までに、さくら連絡網から連絡するか**学級担任**または**学生課教務係**【(0820)74-5473】に連絡してください。

なお、**8時30分以前は当直者**【(0820)74-5676】に連絡してください。

学科、学年、出席番号、氏名、理由、期間等をはっきり伝えてください。

また、後日登校した時、「欠席・欠課届」に記入して、学級担任の押印またはサインをもらって教務係に提出してください。用紙は学生課事務室外のBOXに置いてあります。

① 学校保健安全法で定められた感染症で欠席した場合

「欠席届（学校保健安全法による感染症）」に医師の診断を記入してもらい、又は医師の診断書を添えて学級担任の押印またはサインをもらって、教務係へ提出すれば出席停止扱いになり出席すべき日数から除外されます。提出しない場合は欠席となりますので注意してください。

※ 学校保健安全法による出席停止については、以下を参照

【学校保健安全法による出席停止】

学校保健安全法施行規則第18条 学校において予防すべき感染症の種類

学校保健安全法施行規則第19条 出席停止の期間の基準

第一種（学校感染症）

エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウィルス）・中東呼吸器症候群（MERS コロナウィルス）・特定鳥インフルエンザ（インフルエンザ A ウィルス 血清亜型 H5N1 型・H7N9 型） 上記のほか、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
---	--------

第二種（学齢期の子どもの罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症）

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで

◎ ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

第三種（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症）

コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
--	-----------------------------------

※ その他の感染症で条件によっては出席停止の措置が必要となることがある（学校医指示による）

- ・ 溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ
- ・ マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・アデノウィルス

※ 上記の感染症に感染した場合、学校医その他の医師の指示を得て登校すること。

【 欠席届・欠席期間を記入した診断書 ⇒ 学級担任へ提出 ⇒ 教務係へ提出 】

② 入院等で1週間以上欠席する場合

「長期欠席届」に記入して学級担任の押印またはサインをもらい、医師の診断書を添えて教務係に提出してください。長くなるときは学級担任へ経過等を必ず連絡してください。

なお、欠課時間が多いと単位未修得となり、進級、卒業ができなくなることもあるので注意してください。

③ 身内に不幸（喪に服す時）があつて欠席する場合

「忌引願」に記入して、学級担任の押印またはサインをもらって教務係に提出すれば、出席すべき日数から除外されます。忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、曾祖父母・叔父叔母1日です。移動の日数も加算される場合があるので、詳細については教務係に尋ねてください。「忌引願」を提出しないと欠席になり、試験中の場合は試験科目が0点になることもあるので、必ず忌引願は提出してください。

なお、保護者に不幸があつた場合は、「保護者等変更届兼誓約書」を提出する必要もあります。

④ 商船学科の学生で海技試験等を受験するため欠席する場合

事前に「国家試験受験許可願」に記入して、教務係に提出してください。後日、1週間以内に受験票及び試験問題を教務係に提出し確認後、出席扱いになります。

なお、「国家試験受験許可願」の未提出や試験問題の確認がない場合は、欠席扱いになります。

⑤ 5年生で就職・進学のため欠席する場合

事前に「公欠願（就職・進学用）」を学級担任又は学科長に提出し、報告書を確認された場合は、出席扱いになります。

⑥ クラブや公式行事のため欠席する場合

「対外試合届」等が学生主事室に受理された場合は、出席扱いになります。

⑦ 通学の際、交通機関が事故や災害等で遅刻した場合

事実発生から1週間以内に「公認欠課（遅刻）申請書」を教務係に提出すれば、出席扱いになります。交通機関の遅延による公認欠課が認められるのは以下の場合のみです。

【JR】8時15分までに大島駅到着予定の便に乗車していた場合

【バス】8時35分までに大島商船高専到着予定の便に乗車していた場合

⑧ 定期試験を体調不良のため欠席する場合

医師の診断書を提出する場合は、定期試験の代わりに追試験を受験できます。登校できるようになったら、診断書をつけて欠席届を提出してください。また、受験できなかった担当授業科目の先生に申し出て指示を受けてください。

※ ①, ②, ③, ⑧ についても当日の9時までに学級担任または学生課教務係に必ず連絡してください。

なお、試験前・中において忌引等で欠席し、「欠席に関する届」を遅く提出した場合は、成績に反映されない場合があるので気をつけてください。

Q.2: 下宿、入寮した後の手続きは？

A: 学生係、寮務係で手続（詳細は担当係に確認してください。）を行い、教務係に「住所氏名変更届」を提出してください。

なお、学生証の変更も必要です。

また、次の場合も「変更届」が必要です。

① 自宅の住所が変わる場合

「住所氏名変更届」（通学生）、「誓約書（保護者等）記載事項変更届」に記入して教務係に提出してください。成績通知等の郵便物の送付に影響するので、速やかに提出してください。

なお、通学生は学生係へ「自宅・下宿通学届」なども提出する必要があります。

② 名前等が変わる場合

「誓約書（保護者等）記載事項変更届」、「保護者等変更届兼誓約書」、「住所氏名変更届」のいずれかに記入して教務係に提出してください。いろいろな場合があるので、該当する人は速やかに教務係へ申し出てください。

Q.3：在学証明書（証明書など）が必要なときは？

A：教務係の窓口で交付願に必要事項を記入してください。記入のとき、申請理由等が必要です。

在学証明書及び卒業見込証明書は、自動発行機により即日交付できます。

他の証明書の場合は、「**証明書交付願**」に必要事項を記入して教務係に提出してください。

ただし、証明書によっては作成に時間が必要なため、次の表を確認して申し込んでください。

時期（入試、年度始め・末等）によっては、これ以上に時間を必要とする場合もありますので、とにかく早めに申し出てください。

証 明 書 名		交付に必要な日数（休日を除く）
学業成績証明書		3 日
調査書		5 日
卒業見込証明書		自動発行機により交付（S 5 学生は自動発行機不可により、1 日）
在学証明書		自動発行機により交付
その他証明書	修了証明書	2 日
	卒業証明書	2 日
	その他	内容による

※ 実習中等を除いて、証明書の申請及び受け取りは本人が行いましょう。

Q.4：英検に合格したけど、単位にならないの？

A：「**特別学修による単位修得認定願**」に記入して、合格認定証のコピーを添えて教務係に提出すれば、単位の修得が認定されます。

ただし、在学中に取得したものに限りです。

なお、学級担任への報告もしてください。

令和 7 年 2 月時点で、認定されている技能審査は下記の検定で、級別によって認定単位数が異なります。

詳細は、規則を参照してください。

技 能 審 査 名	単位修得を認定される級
実用英語技能検定	（準 2 級，2 級，準 1 級，1 級）
技術英語能力検定	（2 級，1 級，準プロフェッショナル，プロフェッショナル）
CG エンジニア検定	（エキスパート）
画像処理エンジニア検定	（エキスパート）
マルチメディア検定	（エキスパート）
CG クリエイター検定	（エキスパート）
Web デザイナー検定	（エキスパート）
情報処理活用能力検定	（準 2 級，2 級，1 級）
情報活用試験・情報システム試験	情報活用試験（1 級） 情報システム試験（プログラマ認定） 情報システム試験（システムエンジニア認定）
実用数学技能検定	（準 2 級，2 級，準 1 級，1 級）

※ 進級，就職等に有利になることもありますので，大いにチャレンジしてください。

※ CG-ARTS 検定は認定単位数の上限があります。

Q.5：インターンシップ（4～5年生）に参加したい！

A：「インターンシップの学修許可願」に記入して実習計画書などを添えて、学級担任に提出してください。

インターンシップ終了後は、「学修証明書」、「学修報告書」を学級担任に速やかに提出してください。

また、単位認定を受けたい場合は、「インターンシップの学修単位認定願」に記入して「学修証明書」、「学修報告書」を添えて、学級担任に速やかに提出してください。

詳細は、規程を参照してください。

※ 進級、就職等に有利になることもありますので、大いにチャレンジしてください。

Q.6：学生証を失くしました・・・

A：「学生証再交付願」に記入し、**写真（3cm×2.4cm）を1枚**添えて教務係に提出してください。学生証は翌日、翌日が休みの場合は休み明けの日に、教務係で交付します。

※ 定期券の購入のとき、学生証が必要です。くれぐれも不正使用などしないようにしてください。

Q.7：単位を落しました・・・

A：追認試験の前に「追認試験受験願」に記入して、教務係に提出してください。

※ 商船学科は、科目によっては単位がないと国家資格が取得できない場合もあるので気をつけてください。

Q.8：進路変更のことで悩んでいます・・・

A：① 友達、先輩、身内、教員等に相談してください。

また、学生相談室で気軽に相談してください。

② 「休学」又は「退学」という選択肢もあるかもしれませんが、まずは、**学級担任**と充分相談してみてください。

※ 授業料、学校納入金の関係もあるので、慎重にしましょう。

また、奨学金を借りている人や寮に入っている人は、ほかにも諸手続が必要となりますので注意しましょう。

※ 転科を希望する場合は、第2学年の前期末までに転科願を提出すると、選考の上、第3学年への進級時に認められることがあります。

Q.9：大学に行きたい！

A：次の2通りが考えられます。

① 卒業後：高専専攻科への入学や大学編入学をしたい場合

5年生になって、学級担任、学科長に進学したい旨を伝えてください。

1年生から、がんばって良い成績を維持していたら、推薦してもらえます。

また、推薦を受けられない場合でも、学力試験もあるので、しっかり勉強してください。

② 在学中：大学受験したい場合

3年生（高等学校卒業と同等）を修了（見込みを含む）すれば、大学受験も可能です。

しかし、本校は本来修業年限5年の学校なので、途中で大学受験することはあまり好ましいことではありません。

それでも進路変更等のためどうしても大学受験したい場合は、まず学級担任に相談しましょう。

※ 締め切り間近の申出で、証明書が作成できないこともあるので、余裕を持って申請してください。

Q.10：（公募の）ホームステイ等に参加したい！

A：前向きでいいことだと思います。

願書等を自分で取り寄せ、学校の書類が必要な場合は「証明書交付願」に記入して、関係書類を添えて教務係に提出してください。

ただし、受付期間が短く、校長や学級担任の推薦書等を必要とするものが多いので、期日に余裕を持って提出してください。

なお、事前に学級担任との相談も忘れないようにしてください。

※ 長期の留学を希望する場合は、進級等の問題が生じることがあるので、慎重に検討してください。

Q.11：卒業したけど、もう少し学校で勉強（研究）したい！

A：研究生、聴講生、科目等履修生の制度を有効に利用してください。

詳細は、規則等を参照または教務係に尋ねてください。

関係用紙（届、願）は、学生課事務室外のBOX または 学生課事務室（教務係、学生係）にあります。

なお、学寮関係用紙（届、願）は、寮務事務室（寮務係）にあります。

＊授業時間＊

時 限	2 時間連続 (90 分)		
SHR	8:40 ～ 8:45		
1 時限	8:50 ～ 10:20		
2 時限			
3 時限	10:30 ～ 12:00		
4 時限			
昼休憩			
5 時限	12:50 ～ 14:20		
6 時限			
7 時限	14:30 ～ 16:00	14:30 ～ 15:20	* 7 時限及び 8 時限は、各 50 分 とすることもある
8 時限		15:25 ～ 16:15	

＊試験時間＊

時 限	1 時間 (50 分)
1 時限	8:50 ～ 9:40
2 時限	9:50 ～ 10:40
3 時限	10:50 ～ 11:40
4 時限	11:50 ～ 12:40

※ 授業変更等があるので、学生用掲示板をこまめにチェックしましょう！

Ⅳ 学生生活ガイド

学業だけでは充実した高専生活を送ることは出来ません。ここでは、学業以外の学生生活一般に関する情報をお知らせします。詳しく知りたい時は、規則集を調べる、又は担当者に相談するなどに対応してください。

1 基本的事項

(1) 学生への連絡方法

学生のみなさんに対する種々の連絡は、原則として学級担任を通じて行います。

この他にも Microsoft Teams や学生用の掲示板への掲示によって通知することもありますので、見落しのないよう気をつけてください。

なお、電話の取次ぎは行いませんので、あらかじめ家族の方や友人等との連絡方法を打ち合わせておいてください。

(2) 郵便物

各クラブ関係宛の郵便物が学校へ送られてきた場合はクラブ顧問に渡します。

個人宛に送られてきたものは学生課学生係窓口で預かっています。

なお、学生個人宛の郵便物は、必ず自分が居住しているところへ配達されるようにしてください。

(3) 遺失、拾得

校内で、金銭、学生証、教科書、その他の物品を無くしたり、または拾った場合は、直ちに学生課学生係に届け出てください。

なお、キャッシュカードや携帯電話などを無くしたときは、被害が大きくなることが予想されますので、速やかに発行元へ連絡し、効力の停止措置をとっておくことが大切です。

(4) 学生証

① 本校の学生であることの証明書です。と同時に、通学用定期券を購入する際の「通学証明書」の役割を果たすものでもありますので、常に携帯し、関係者から請求があった場合、いつでも提示しなければなりません。

② 新入生及び4年進級時に発行します。自分で記載する欄は、正確に記載してください。

③ 無くしたり、汚したりした場合は、「学生証再交付願」に写真を添えて、学生課教務係へ提出して、再交付を受けてください。

④ 期限の切れたものは学生課教務係へ返納してください。

(5) 保険証の携帯

親元から離れて生活している学生のみなさんは、日常生活やクラブ活動、各種行事での怪我や病気に備えて、必ず「遠隔地被扶養者証」か「マイナ保険証登録を行ったマイナンバーカード」を携帯してください。

2 学生生活に関すること

(1) 保健衛生について

① 保健室：図書館1階（平日8:30～17:00）

病気等の相談、健康診断の実施、日本スポーツ振興センター医療費請求手続、応急処置など心身の健康に関することの相談は、いつでも気軽に受け付けます。

② 健康診断

検査項目	実施時期	対象学生
胸部X線検査	4月	1, 4年生, 商船学科航海訓練実習学年, 編入学生, 新留学生
身体測定		全学生
尿検査	4月	全学生
内科健診	4月	全学生
耳鼻科健診	4月	全学生
眼科健診	4・5月	全学生
歯科健診	5・6月	全学生
心電図検査	4月	本科1年生, 編入学生, 新留学生

※ほかに、視力検査、聴力検査、色覚検査などがあります。

③就職試験や航海訓練実習のときに、保健室から健康診断書を発行するなどの情報提供を行います。そのため、長期に治療や経過観察が必要な傷病および精神的な疾患の診断を受けた場合には、速やかに保健室へ連絡してください。また、薬を常用する場合にも速やかに保健室へ連絡して下さい。

④災害共済（日本スポーツ振興センター）

請求手続については、保健室に相談してください。

給付の対象となる範囲

- | | | |
|---------------|------------|--------|
| ・授業中 | ・寄宿舎内での生活中 | ・休憩時間中 |
| ・通常の経路による登下校中 | | ・課外活動中 |

(2) ハラスメントの防止について

ハラスメントとは、相手の意に反した言動を行い、それに対する反応によって勉強や活動をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって学校生活環境を悪化させたりすることです。

教職員や学生はハラスメントをしないように十分注意しなければなりません。

学生がハラスメントを受けた場合は、一人で悩まないで、学生相談室の相談員、先輩、学級担任、クラブ顧問、看護師、校長など自分の信頼できる人に相談してください。

(3) いじめの防止について

本校は、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生が安心して学校生活を送ることができるよういじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため「大島商船高等専門学校いじめ防止等基本計画」（別掲）を定め、いじめのない学校を目指しています。

このいじめ防止基本方針に基づいて、以下の五つの取り組みを行っています。

① いじめが発生しないようにするための環境づくり

- ② いじめ早期発見のための仕組みの構築
- ③ いじめが発生したときの迅速かつ組織的対応の実施
- ④ いじめの被害者・加害者・その周辺学生に対するケアと指導の充実
- ⑤ いじめ問題への対応の評価

「いじめ」で苦しむことなく、学級担任、学生相談室の相談員等または以下の窓口から相談してください。また、保護者の方からの相談でも構いません。

生活問題（いじめ）専用相談窓口

【場 所】学生課事務室（平日 8:30～17:00）

【電 話】0820-74-5490（平日 8:30～17:00）

0820-74-5440（休日・夜間、当直警備員にクラス・氏名・連絡先を伝えてください。）

【メール】i-soudan@oshima-k.ac.jp

※ 土・日・祝日のメール返答については、翌平日に対応いたします。

（４）学生相談室について

相談内容

- ・学業について
- ・心理・精神衛生面について
- ・課外活動について
- ・ハラスメントについて
- ・その他、家庭生活、寮生活、異性交友、健康について など

相談相手

- ・専門カウンセラーによるもの : 13:00～17:00 （月 4 回）
- ・相談員（数名の教員を配備）によるもの : 平日昼休み、放課後
- ・相談員（看護師）によるもの : 平日 8:30～17:00

（５）スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて

近年学校生活に係る問題が大変複雑化しているため、家庭や学校外の専門機関と連携および協働していくことが強く求められています。本校でも外部の専門家としてスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを配置しています。

スクールカウンセラーが「学生本人の心の問題」に注目するのに対してスクールソーシャルワーカーは「学生本人を取り巻く環境」に注目し、解決を図ろうとします。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、「学生相談室のしおり」を確認し、利用してください。

スクールソーシャルワーカーは社会福祉に関する高度な専門的知見を用いて学生を取り巻く環境に働きかける支援を行います。たとえば、問題を解決するために、本人や家族の生活環境を調整する相談、学校外からの支援の活用などを行なっています。

スクールソーシャルワーカーに相談希望がありましたら、学級担任、学生相談室の相談員等または学生係までご連絡ください。また、保護者の方からの相談でも構いません。

（６）学生支援について

本校学生の過ごす時期は、いろんなことを考えたり、悩んだり、自立に向けて成長している最も多感な時期です。その中で、精神的に不安定な状態のまま無理をして登校や寮での生活をする中で、時には思いもよらない行動をとるケースも見られます。

本校でも学生の変化に注視していきますが、学生にとって最も身近な存在である保護者の方が学生の変化を理解し、適切にかかわっていくことが重要な場合があります。また、命に

係わる場合には、学校や寮を離れ、ご家庭で見守っていただくことをお願いする場合もあります。

以上のような場合には、教室での授業を受ける代替の方法として、多様なメディアを利用して教室等以外の場所で履修する対応も可能です。

学修機会の確保と学生支援を両立するため保護者と連携して最善の方策を見出していきますので、相談等がありましたら学級担任にご連絡ください。

（７）生活上の諸注意について

① 学生の集会、掲示等

正式な手続を経て、承認を得なければなりません。

② 喫煙

成人していても校内は禁煙です。電子煙草も禁止されています。また、校外においても、登下校中や未成年者が同席している場所、喫煙が禁止されている場所では喫煙してはいけません。

③ 飲酒

成人していても校内での飲酒は禁止です。また、アルコールを摂取した状態で校内に立ち入ってはいけません。

ノンアルコールビール等も禁止されています。

④ 所持品の管理 ― 管理は自分の責任で

教室には個人用のロッカーが備え付けられています。個人用とはいっても学生皆が使うものですから、清潔に保ち、大切に使用してください。

なお、貴重品を一時的に安全に確保しておくために、暗証番号を利用するロッカーを**第一体育館、第二体育館、実習工場**に据え付けていますので、体育の授業などで貴重品の携帯ができないときなどにクラス単位で利用してください。

（８）アルバイトについて

① 低学年（１～３年生）の場合

アルバイトをしようとする日の２週間前までに「アルバイト許可願」を学級担任に提出してください。なお、長期休業期間中を除き原則として禁止しています。ただし、経済的理由のためにやむを得ない事情でアルバイトの必要があれば、許可することがあります。このような場合は学級担任とよく相談してください。長期休暇中であれ、通常時期であれ、「アルバイト就業届」は必ず提出してください。アルバイトの許可が下りた後、できるだけ早くアルバイト先の責任者の方に記入してもらい、学級担任に提出してください。「アルバイト就業届」が未提出の学生は、それ以降に「アルバイト許可願」を提出しても、許可されないことがあります。

② 高学年（４・５年生）の場合

学業にさしつかえない程度でアルバイトを実施してください。なお、教員から実施するアルバイトの情報（就業先・仕事の内容・時給・保険等）の提出を求められた場合には、速やかに提出してください。

③ アルバイトの業務制限

次の業務に従事することは禁じています。

- ・単なる労務以外の選挙運動に関するもの
- ・深夜に及ぶ業務（夜１０時以降も従事するような業務）
- ・風俗営業及びこれに類する業務
- ・有害危険な業務
- ・その他学生として好ましくない業務

（９）服装について

本校では、低学年（１年・２年・３年）と高学年（４年・５年）では、登校する際の服装の規定が異なります。低学年は定められた制服を着用することが義務付けられていますが、高学年は私服で登校することが可能です。

【低学年】

制服には冬用と夏用があります。衣替えの期間は特に設けませんので、個々の体感に合わせて着用してください。

※ 冬用制服

低学年の冬用の制服は、ブレザータイプになります。学生は、ブレザー・ズボンまたはスカート・ネクタイを着用してください。真冬の寒い日はコートやマフラーなどの防寒具を着用することは可能ですが、派手なデザインや色目はご遠慮ください。黒や紺が望ましいです。パーカーの着用は認めません。

※ 夏用制服

夏用の制服は、上半身は白のカッターシャツかポロシャツ、下半身は学校指定のズボンまたはスカートを着用してください。長袖のカッターシャツ・ポロシャツを着ることもできます。ただし、この場合は白に限ります。寒い場合は、セーター・カーディガン・ベストを着用してもかまいませんが、色目は、白・黒・紺・ベージュに限ります。これ以外の色物を着用した場合は、指導の対象になりますので、注意してください（紺・ベージュに関しては、色の識別は学校の判断に従ってください）。Ｔシャツ等、私服だけの着用は禁止します。パーカーの着用も認めません。

茶髪やピアスは禁止です。学生らしい装いでいることを心がけてください。「学生らしさ」は個人の主観によるところもありますが、基本的に教員の指導に従うようにしましょう。

【高学年】

４年生及び５年生は私服で登校することが可能です。また、低学年で着用する制服のブレザーを着用して登校することも可能です。

卒業式などの式典の際は、全学科とも正装が必要となります。普段着で式典に出席することはできません。制服のブレザーを着用もしくは市販の一般的なスーツを着用することで正装とみなします。

私服で登校することが認められるとは言え、「何でもあり」ではありません。「学生らしさ」を逸脱するような服装は認められません。華美な服装・極端な軽装・だらしない服装・下品な服装等々、高等教育機関の学生の品格を^{おとし}めるような服装は遠慮してください。「学生らしさ」は個人の主観によるところもありますが、基本的に教員の指導に従うようにしましょう。

3 学資援助に関すること

(1) 奨学金

奨学金は、給付型と貸与型の2種類に分けられます。

給付型奨学金は返還が不要ですが、家計基準・学力基準等の応募条件が厳しくなっています。

貸与型奨学金は返還が必要となります。無利子のものは保護者の収入及び学生本人の成績に条件がありますが、審査を通過すればおおむね採用されます。有利子のものは、保護者の収入等の条件が緩和されます。

本校に案内の来る奨学金は、以下の表のものが 있습니다。

<奨学金一覧表>

給付型（返還不要）

番号	奨学金名称	募集人員	支給金額	応募資格	期間・回数	その他
1	日本学生支援機構 給付奨学金	制限 なし	5,900 円～ 34,200 円/月	本科 4・5 年生 専攻科生 学力基準・家計基準あり	卒業まで	授業料減免 も対象
2	日本教育公務員弘済会 高等学校等給付奨学金	1 名	100,000 円	本科 3 年生 学資支弁困難者 山口県出身者（保護者・親権者山口県在住者）	1 回限り	
3	上野教育文化財団	全国 15 名 程度	20,000 円/月	商船学科 4 年生	卒業まで	
4	天野工業技術研究所 奨学基金	全国 55 名	120,000 円/半年	本科 5 年生 4 年生学年末成績が上位 1/4 直近 3 年以内に懲戒処分を受けていない者 4 年生後期授業料全額免除者	1 年間	
5	ウシオ財団奨学金	全国 6 名	60,000 円/月	専攻科新入生（電子情報システム工学） 本科 5 年生学年末成績が上位 1/4 本科 5 年生後期授業料全額免除者	2 年間	
6	クリエイター奨学金	全国 50 名	100,000 円/月	本科 4 年生以上及び専攻科 クリエイターを目指し創作活動をしている者	1 年間 継続規定 あり	
7	ビヨンドトゥモロー ジャパン未来スカラ シップ・プログラム		500,000 円/年	本科 4 年生に進級する学生 保護者を亡くされた方、単親家庭である方 里親家庭の方、生活保護受給世帯の方 年間プログラムに参加すること	1 年間 継続規定 あり	

貸与型（無利子）

番号	奨学金名称	募集人員	支給金額	応募資格	期間・回数	その他
11	日本学生支援機構 第一種奨学金	希望者 全員	10,000 円～ 51,000 円/月	新入生：中学時の最終学年成績の平均が 3.5 以上 在学生：前年度学年末の成績が平均水準以上 保護者の収入条件あり	卒業まで	
12	山口県ひとづくり財団 高等学校等奨学金	希望者 全員	18,000 円～ 24,000 円/月	本科 新入生・在学生 保護者・親権者山口県在住者	卒業まで	併給 不可
13	福岡県教育文化奨学財 団高等学校等奨学金	希望者 全員	10,000 円～ 23,000 円/月	本科 新入生・在学生 保護者・親権者福岡県在住者	卒業まで	併給 不可
14	海技教育財団奨学金	8 名	20,000 円～ 60,000 円/月	商船学科・海洋交通システム学専攻の学生のみ	卒業まで	
15	外航日本人船員・ 海技者奨学金制度	1 学年 で 5 名	40,000 円/月	商船学科学生のみ 外航船員になる強い意志のある者	卒業まで	返還免除の 規定あり

貸与型（有利子）

番号	奨学金名称	募集人員	支給金額	応募資格	期間・回数	その他
16	日本学生支援機構 第二種奨学金	希望者 全員	20,000 円～ 120,000 円/月	本科 4・5 年生 専攻科生	卒業まで	

※ これらの他にも、各県の教育委員会や財団が募集する奨学金があります。各自に合う奨学金をお探してください。

（２）入学料の免除

次のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難である場合には、選考のうえ入学料の全額又は半額の納入免除を受けることができます。

- ① 入学前１年において、本人の学資を主として負担している者が死亡した場合
- ② 入学前１年において、本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合
- ③ 上記に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

（３）授業料の免除

次のいずれかに該当する場合に、選考のうえ授業料の全額又は半額の納入免除を受けることができます。

- ① 授業料の各期ごとの納期前６ヶ月以内（新入学者に対する前期分の免除に係る場合は、入学前１年以内）において、学資負担者が死亡した場合または本人若しくは本人の学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 上記に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合
また、日本学生支援機構給付奨学金の奨学生として採用されると、あわせて授業料の減免も受けることが可能です。（（１）奨学金一覧表中の１参照）

（４）寄宿料の免除

本人又は本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、災害当月の翌月から起算して６月間の範囲内において、校長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額の納入免除を受けることができます。

（５）入学料の徴収猶予

次のいずれかに該当する特別な事情により納付期限までに入学料の納付が困難な場合、当該入学年度の９月末日を超えない範囲で入学料の徴収猶予を受けることができます。

- ① 経済的理由のため納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② 入学前１年において、本人の学資を主として負担している者が死亡した場合
- ③ 入学前１年において、本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合
- ④ その他やむを得ない事情があると認められる場合

（６）授業料の徴収猶予

次のいずれかに該当する特別な事情により納付期限までに授業料の納付が困難な場合、当該年度末を超えない範囲で授業料の徴収猶予を受けることができます。

- ① 経済的理由のため納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② 本人の学資を主として負担している者が死亡した場合
- ③ 本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合
- ④ 行方不明の場合
- ⑤ その他やむを得ない事情があると認められる場合

※いずれも制度変更などが生じる可能性がございますのでご了承ください。

4 交通安全に関すること

(1) 自転車通学

自転車通学を希望する学生は、「自転車通学許可願」を学生課学生係に提出してください。

- ① ステッカーの交付を受け、後輪泥除けカバーに貼ってください。
- ② 校内では所定の駐輪場へ駐輪し、必ず施錠してください。
- ③ 安全に登校するために、自転車通学の際は必ず教員の指示に従い、ルールを守るようにしてください。
- ④ ヘルメットの着用を強く推奨します。

(2) 車両通学

本校では車両通学が全面的に禁止されているわけではありません。但し、車両通学が認められるのは、本科の高学年でバイク（自動二輪車及び原動機付自転車）に限ります。高学年であっても、自動車での通学はできません。

3年生以下の学生が運転免許を取得することは禁止しています。但し、3年生後期の終業日の翌日から自動車学校に通うことはできます。

高学年の学生でバイク通学を希望する場合、4月頃本校で開催するバイク講習会に参加し、「バイク通学許可願」を提出してください。許可されたら車両通学許可証を発行し、ステッカーを交付しますので、通学用バイクの所定の場所に貼ってください。

なお、許可される条件はおおむね次のとおりです。

- ① 保護者の同意があること。
- ② 4年生以上であること。
- ③ 通学距離が5km以上30km未満であること。
- ④ 自宅から通学する学生であること。
- ⑤ 悪質な交通違反や事故等を起こしていないこと。
- ⑥ 遵守事項に関する違反を繰り返していないこと。
- ⑦ 学校で実施する年度毎のバイク講習を受講していること。
- ⑧ 任意保険に加入していること

※ 通学に使用できるバイクは、総排気量125cc未満に限定しています。

また、自動車で通学することはもちろん、町内に乗り入れることも禁止していますので注意してください。

(3) 許可証及びステッカーの再交付

無くしたり、汚れて判読できなくなったりした場合は、再度「自転車通学許可願」又は「バイク通学許可願」を学生課学生係に提出してください。

(4) 交通関係法規の遵守

徒歩通学、自転車通学、車両通学の如何を問わず、道路交通法などの諸規則を守って通学してください。

万一交通事故にあたり、交通違反を犯したりした場合は、警官の指示に従うとともに、速やかに学級担任又は学生主事室もしくは学生課学生係へ連絡してください。

5 学生生活 Q & A

Q.1：クラス、部活動、私生活等で悩んでいます・・・

A：学生相談室を設置し、相談員として、専門のカウンセラー（月4回来校）、スクールソーシャルワーカー、担当教員、看護師がおります。身体的な悩みはもちろん校内で知られたくない悩みは専門のカウンセラーに相談することもできます。気軽に相談してください。親身になって相談に応じてくださいます。

Q.2：生活費に困ったとき、どのような援助がありますか？

A：大きく分けて2つの援助方法があります。

- ① 授業料や寄宿料を免除してもらう方法
- ② 奨学金を貸与してもらう方法

ただし、学業成績、経済状況などの条件がありますので、詳しいことは学生課学生係にお尋ねください。

Q.3：登校中にケガをして病院を受診したけど、医療費を補助してもらえますか？

A：学校内での教育活動、登下校中の事故などについては、災害共済の適用を受けます。詳しくは保健室にお尋ねください。

Q.4：1年生でもアルバイトをしてもいいの？

A：低学年生（1～3年生）は、長期休業中に限り、担任・保護者の同意を得て許可を受けることができます。学業に支障をきたすことがないように十分配慮をして、良い社会経験の場として利用してください。

Q.5：バイク通学はできますか？

A：バイク通学は4年生以上から許可されます。自宅通学で通学距離など色々条件がありますので、詳しくは車両通学に関する規則を参照してください。

Q.6：部活動に参加するメリットは？

A：社会からは単に学力の優れた者より，部活動などで培った協調性，責任感，忍耐力などに秀でた人材を要求されています。部活動を通じて交流を深め，通常の学校生活では体験することのできない人間関係を学ぶ絶好の場ですので，積極的に参加してください。

Q.7：部活動と勉強は両立できますか？

A：年間の活動日数・時間を考えた場合，両立が困難になるほど活動している部活は本校にはありません。むしろ部活動の先輩に勉強を教えてもらえるなどプラス作用の方が大きいでしょう。部活動に加えてアルバイトをすることが，生活時間を厳しくさせているというのが実態です。

Q.8：参加したい部がないときには，どうしたらいいの？

A：同じ志を持つ者と誘い合わせ，部や同好会の新設を要望することは可能です。その際には次のような手続が必要になります。

- ① 顧問の内諾を得る。
- ② 執行委員会の承認を得る。
- ③ 代議員会の審議決定を受ける。
- ④ 学校の承諾を得る。

ただし，活動の内容，場所，経費などを検討しますので，必ずしも承認されるとは限りません。

現在のクラブ一覧

体 育 部	カッター，ヨット，ラグビー，サッカー，バスケットボール，バレーボール，硬式野球，ソフトテニス，卓球，陸上競技，柔道，剣道，水泳，バドミントン，PWCレスキュー
文 化 部	吹奏楽，ESS，詩吟，コンピュータ，軽音楽，写真，ロボット研究
同 好 会	天文，茶道，空手・少林寺拳法，和太鼓，美術

Q.9：卒業後、就職したいのですが？

A：就職希望者には、就職指導を行います。

就職試験には学校推薦と自由応募の2通りの方法がありますが、公務員希望者以外のほとんどの者が学校推薦により就職しています。

なお、学校推薦は、第5学年進級時の未修得単位が多かったり、規律に違反する行動が多く見られる場合などには推薦できないことがありますので、しっかりと勉強して規律正しい学校生活を送りましょう。

Q.10：就職先にはどんな会社がありますか？

A：令和5年度の卒業生の就職先は次のとおりです。

商 船 学 科	川崎汽船(株)、(株)商船三井、日本郵船(株)、共栄タンカー(株)、大阪旭海運(株)、ケイラインローローバルクシップマネジメント(株)、旭タンカー(株)、海洋技術開発(株)、上野トランステック(株)、川崎近海汽船(株)、井本商運(株)、NS ユナイテッド内航マリン(株)、宇部興産海運(株)、第一交通産業(株)、イイノガストランスポート(株)、ファーストマリンサービス(株)、浜崎海運(株)、(株)商船三井フェリー、阪九フェリー(株)、(株)名門大洋フェリー、ナブテスコ(株)
電子機械工学科	(株)ENEOS NUC、ENEOS(株)麻里布精油所、(株)JERA、(株)NTT データ MHI システムズ PACRAFT(株)、アークレイ(株)、(株)アイ・エス・ビー、(株)オーエム機械、サントリーホールディングス(株)、ダイキン工業(株)、(株)ダイセル、(株)タマディック、(株)ディスコ、トーカロ(株)、西日本貨物鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、パナソニックコネクタ(株)、(株)マツダ E&T、旭化成(株)、三井化学(株)大竹工場、三菱ガス化学(株)、三菱重工機械システム(株)、出光興産(株)、西部電機(株)、中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)、日東電工(株)、(株)日本製鋼所、日本製紙(株)、武田薬品工業(株)、(株)日立ハイテクフィールドディング
情 報 工 学 科	CTC システムマネジメント(株)、(株)LIXIL、NEC フィールドディング(株)、NTT コムエンジニアリング(株)、(株)NTT データフロンティア、(株)アイ・エス・ビー、(株)インフォコム西日本、(株)クボタ、コニカミノルタジャパン(株)、コベルコソフトサービス(株)、(株)ファインディックス、リコージャパン(株)、(株)日立アドバンスシステムズ、(株)日立ハイテク、(株)日立ビルシステム、丸文(株)、西日本電信電話(株)、京セラコミュニケーションシステム(株)、大晃ホールディングス(株)、東芝 IT サービス(株)、東日本電信電話(株)、日本オーチス・エレベータ(株)、日本原子力発電(株)

(順不同)

V 学寮ガイド

1 学寮の概要

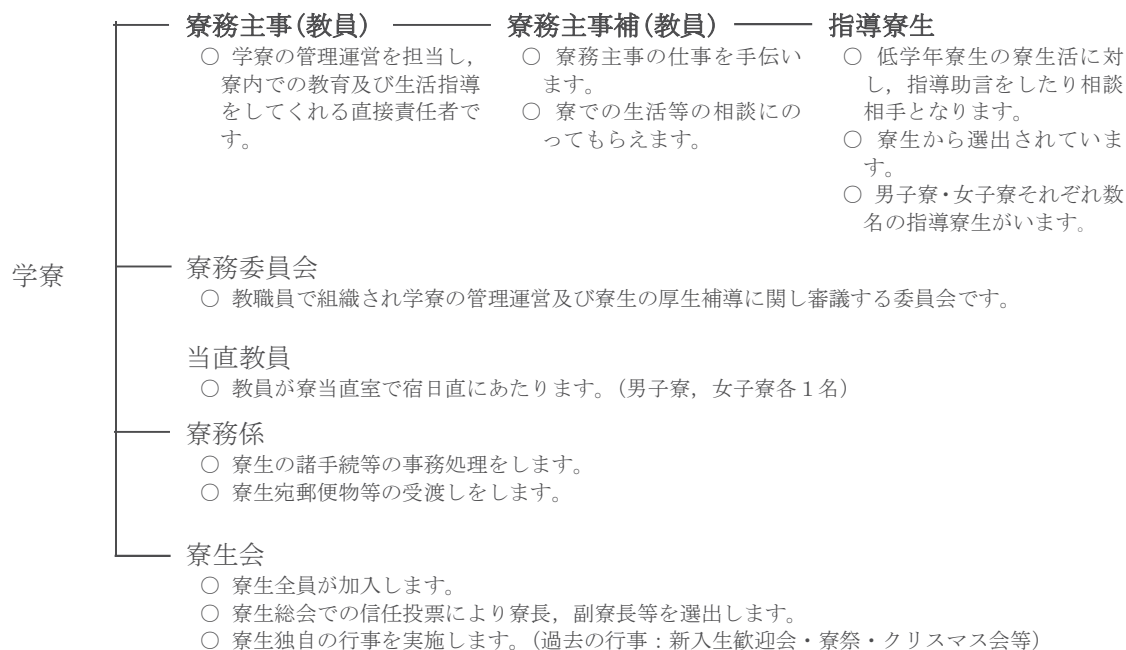
(1) 学寮の目的と性格

学寮は、団体生活を体験することによって協調性を培い責任と規律ある生活習慣を身に付け、自主性を高め、将来立派な社会人としての資質を養うための高等専門学校の寮です。

(2) 学寮の施設及び定員

男子寮		女子寮	
構 造	定 員	構 造	定 員
鉄筋 3階建	226 名	鉄筋 5階建	127 名

(3) 組織



(4) 入寮方法

全学年許可入寮制なので「入寮願」を提出して入寮します。

定員超過の場合は、入寮を許可しないことがあります。

各願書は学生課寮務係にあります。

2 学寮での生活

(1) 寮生の心得

友愛・協調・自主の精神を培う。

(2) 生活の目標

学寮における生活は、寮生自身が自立的に、且つ自主的に行動していくことを基本姿勢にしています。しかし、学寮は、アパートや下宿とは異なってみんなで団体生活をしていく場ですので、守らなければならない規則があり、教職員による生活についての指導もあります。

基本的には、家庭で許されないことが学寮で許されるはずがありませんが、ルールを守って他人を思いやる社会的なマナーがあれば十分です。

(3) 寮日課

	日 課	時 刻
登校準備	起 床	7:00
	洗 面 ・ 整 頓	7:00 ～ 7:15
	起 床 点 呼	7:15 ～ 7:30
	朝 食	7:30 ～ 8:15
	S H R ・ 授 業	8:40 ～ 12:00
	昼 食	11:45 ～ 12:40
	授 業	12:50 ～ 16:00
自由時間	夕 食	17:30 ～ 18:45
	入 浴	17:30 ～ 20:30
	<u>帰 寮 門 限</u>	<u>21:00</u>
静粛時間	帰 寮 点 呼	21:00 ～ 21:15
	掃 除	21:15 ～ 21:30
	自 習	21:30 ～ 22:30
	就 床	23:00
	消 灯 時 間	23:00 ～ 翌日6:00

※変更することがあります。

(4) 経費 (月額)

	金 額	備 考
寄 宿 料 *	800 円 (700 円)	1 人部屋 800 円 : 2 人部屋 700 円
寮 費 *	9,800 円	電気代・水道代・燃料費・エアコン に関する経費 等に使用
食 費	約 40,000 円	食事材料費及び厨房管理費
寮生会費 *	(半期分) 600 円	寮生会運営費 年額 1,200 円

* 半期分の一括納入です。寮費及び食費は金額を変更することがあります。

(5) 寮生活に必要な物品

机・椅子・ベッド・本棚等学校から貸与される設備品、寮生が日常生活に必要な物品の他、任意に寮内への持ち込み可能な物品が定められています。

(6) 持込みできない物品

施設の許容電力による制限や生活の安全性及び教育的な配慮から持込みを禁止している物品 (持込み禁止物品) があります。

また、光熱水料は一括して寮生全体で負担しますので、自分だけが勝手に物品を持ち込んで一人一人の負担が不公平になるような違反行為は慎むことが大事です。

(注) 禁止物品の持込みについては、厳しく指導を行ったうえ、着払いにて自宅へ送付します。

(7) 外国人留学生

外国人留学生は、男子は中寮に、女子は女子寮に入寮し、基本的には一般の寮生と同じ生活をします。ただし、出身国の文化や生活習慣の違いによって若干の特別な配慮をすることがあります。

(8) 懲戒

学寮においては、学寮の規則を守ることができなかった場合には、生活指導を行います。そのうえで、改善が見られない際には退寮を促すことがあります。

寮生一人一人が団体生活であることを良く理解して、定められた規則を守り、清潔で健康的な生活を心がける必要があります。

3 学寮関係 Q&A

Q.1：団体生活の学寮で勉強はできますか？

- A**：① 寮日課により、「**自習時間**」が決められています。
寮生がお互いに他人を思いやり、また、自分自身の心構えをしっかり持つことによって学習することができます。
- ② 19 時までは、学校の図書館も開館されていますので利用することができます。
- ③ 23 時までは、学寮に自習室を設置していますので、利用できます。

Q.2：外泊はできますか？

- A**：① 休日に帰省を希望する場合は、事前に「**Web 外泊申請（普通外泊）**」を行い、学級担任の許可を得れば外泊できます。
- ② 平日に帰省を希望する場合は、事前に「**Web 外泊申請（特別外泊）**」を行い、相応の理由を学級担任に説明し、許可を得れば外泊できます。
- ③ 3 親等以内の親族以外への外泊を希望する場合は、事前に「**Web 外泊申請（特別外泊）**」を行い、相応の理由を学級担任に説明し、許可を得れば外泊できます。友人宅に宿泊を希望する場合は双方の保護者同士で連絡をとって、学級担任に報告してください。

Q.3：親や友人を自室に泊めることはできますか？

- A**：寮の居室は寮生自身だけに貸与されたものです。本校の通学生をはじめ親や兄弟であっても泊めることはできません。

Q.4：寮生に面会をしたいときは？

- A**：① 本校に関係のない外来者だけでなく、本校の保護者や通学生であっても寮内へ立ち入ることは厳禁です。
- ② 寮生に面会したい場合は、学寮以外の場所で面会してください。

Q.5：清掃やゴミ処理は誰がするの？

- A**：① 清掃は、学寮の内外ともに寮生が自ら行います。設置してある掃除用具を用いて、自分の居室はもとより共用施設の清掃は掃除当番を割振って行うことになっています。
- ② ゴミ処理は行政（周防大島町）に依頼して分別収集処理がなされています。ゴミは、各自が責任を持って完全に分別がなされることが要求されています。

Q.6：テレビやパソコンを持ち込んでもいいですか？

A：テレビは共用で各談話室において観ることができますが、各自の部屋に持ち込むことは禁止です。

パソコンはパソコン室に共用として設置してありますが、各自の部屋に持ち込むこともできます。

インターネットは許可を得れば利用できます。

Q.7：貴重品の管理はどうしたらいいですか？

A：① 部屋のカギを一人一人に貸し出しています。また、机にも南京錠とダイヤルキーをつけるようにしていますので、各自が責任を持ってカギをかけ管理することになっています。

② 現金は必要最小限しか持たないようにして管理には十分注意することが必要です。

Q.8：寮生のための組織やイベントはありますか？

A：① 学寮には、寮生全員で構成する「寮生会」があり、寮長を中心に各役員が寮生の共同生活を自主的に運営する活動が行われています。

② 寮生会を中心にして、新入生歓迎会・寮祭・クリスマス会等が実施されており、寮生相互の親睦を図っています。

Q.9：寮食堂は通学生が利用してもいいですか？

A：寮食堂は寮生のための食堂です。利用できません。

通学生は、学生食堂（小松会館）を利用してください。（昼食のみ提供しています。）

Q.10：食事時間以外に夜食などを作ることはできるの？

A：各階に、電磁調理器・電子レンジを設置した補食室がありますので、簡単な食事を作ることができます。

即席めんの調理や、お弁当・冷凍食品の温めなどのみ。補食室では包丁を使った料理や揚げ物はできません。

Q.11：20歳になれば、飲酒・喫煙はしてもいいですか？

A：20歳に達している学生であっても、学校で定められた規則と同様に飲酒、喫煙はいかなる場合も禁止されています。

Q.12: 自転車や自動2輪車を持ち込んでいいですか？

A: 自転車は寮生専用男子寮に18台・女子寮に5台配備されています。個人用の自転車の持込みは4年生以上に許可（学生本人名義の防犯登録済みの自転車に限る。）しています。3年生以下の持込みは禁止です。

また、本校では自動2輪車及び自動車等の車両を周防大島町内に持ち込むことを禁止しています。これについては、周防大島町内の駐車場と契約して駐車する事を含みます。

Q.13: 病気やケガをしたときは？

- A**: ① 病気や突然のケガをした場合は、すみやかに寮務係または当直教員へ連絡してください。本人ができない場合は、近くの友人に頼んで連絡してもらってください。
- ② 平日8時30分から17時までの時間には、学校の保健室へ行って相談することもできます。
- ③ 17時以降や学校が休みの場合は、当直教員へ連絡後、病院など医療機関を受診することになります。医療機関への交通手段としてタクシーや公共交通機関を利用した場合は、寮生の個人負担が原則です。感染症が疑われる症状の場合には、直接医療機関を受診せず、当直教員の指示に従ってください。

Q.14: 近くに病院はありますか？

A: ①～③は総合病院です。学寮から近い医療機関は①、④～⑦です

	医 療 機 関 名	場 所	電 話
①	大島病院	周防大島町小松	0820-74-2580
②	周東総合病院	柳井市古開作	0820-22-3456
③	(独)国立病院機構 岩国医療センター	岩国市愛宕町	0827-34-1000
④	おげんきクリニック	周防大島町小松	0820-74-2490
⑤	貞平歯科医院	周防大島町小松	0820-74-3467
⑥	杉原歯科医院	周防大島町小松	0820-74-2109
⑦	中村歯科医院	周防大島町小松	0820-74-2500

The background features three large, thin-lined circles that overlap each other. One circle is positioned at the top, another at the bottom left, and the third at the bottom right. The text is centered within the intersection of the top and bottom-right circles.

VI 図書館ガイド

1 開館日と休館日

(1) 開館日

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ① 月曜日～金曜日 | 9:00 ～ 19:00 |
| ② 春季、夏季、冬季及び学年末休業期間中の月曜日～金曜日 | 9:00 ～ 17:00 |
| ③ 土曜日及び試験期間中の日曜日 | 13:00 ～ 17:00 |
| ④ 学校行事等で臨時に開館する場合 | |

(2) 休館日

- ① 日曜日及び祝日（ただし、試験期間中は原則除く）
- ② 春季、夏季、冬季及び学年末休業期間中の土曜日
- ③ 12月28日から翌年1月3日までの期間
- ④ その他、図書館長が特に必要と認めた日

2 利用方法等

(1) 利用者の心得

図書館を利用したり、図書・資料を取り扱ったりするときは、次のことを守ってください。

- ① 図書や雑誌を館内で閲覧する場合は、自分で書架から取り出して利用してください。利用の終わった資料は、必ず元の場所へ戻してください。
- ② 館内では静粛にしましょう。
- ③ 飲食物の持込みは原則禁止です。
- ④ カバン等は持込みできません。ロッカーを利用してください。なお、貴重品がある場合は係員に申し出て、鍵のかかるロッカーを利用してください。
- ⑤ 図書、資料、その他の物品を大切に取り扱いましょう。
- ⑥ そのほか、係員の指示に従ってください。
- ⑦ 図書館利用カードを紛失した場合は、学生証を持って係員に申し出てください。再発行には3日程度（休日を除く）かかります。

(2) 本の探し方

図書館の本はインターネットを利用して検索することができます。
図書館ウェブサイトのOPAC（蔵書検索システム）をご利用ください。

(3) 図書等の館外貸出

借りたい図書等をカウンターへ持っていき、図書館利用カードと一緒に係員に渡してください。

- ① 貸出冊数 5冊以内
- ② 貸出期間 2週間以内
卒業研究の場合 1月以内
- * 返却期限内であれば、1回のみ貸出延長ができます。他の人の予約が入っている場合には延長できません。
- ③ DVDは、一人2点まで、貸出期間は1週間以内です。

(4) 館外貸出禁止図書

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 貴重書及び特定の図書 | } それぞれに表示してあります。 |
| ② 辞典、辞書 | |
| ③ 定期刊行物の最新号 | |

(5) 返却手続

借りた図書等を返却する場合は、カウンターの図書返却ボックスに入れてください。開館時間外に返却する場合は閲覧室の外にある返却ポストに入れてください。ただし、DVD・CDは時間内に直接係員へ返却してください。

また、返却期限は必ず守ってください。返却が遅れた場合は、以後貸出を禁止することがあります。

(6) 紛失・破損

借りている図書等を紛失又は汚損した場合は、すみやかに係員に申し出てください。場合によっては弁償していただく場合もあります。

(7) 予約・リクエスト

① 予約

利用したい図書が貸出中のときは、予約をすることができますので、カウンターに申し出てください。図書館ウェブサイトのOPACから申し込むこともできます。

② リクエスト

図書館に所蔵していない図書をリクエストすることができますので、カウンターで申し込んでください。入荷、整理後は、最優先で借りることができます。

ただし、本校図書館にふさわしくないと判断された図書は、リクエストを受け付けません。

3 サービス

(1) レファレンス

図書館及び図書館資料について、利用者の皆さんからの質問や相談を受け、調査のお手伝いをします。

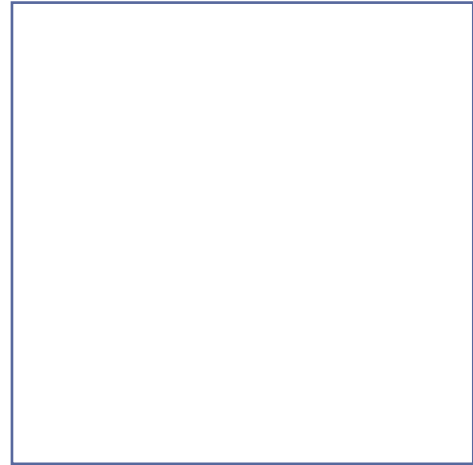
(2) 文献複写

教育又は調査研究の用に供することを目的として、著作権法で認められた範囲内で図書館の資料の複写をすることができます。

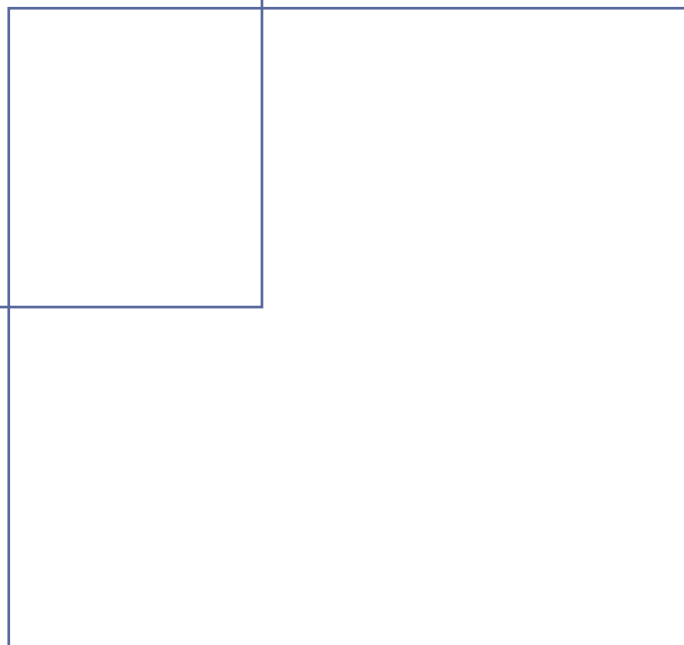
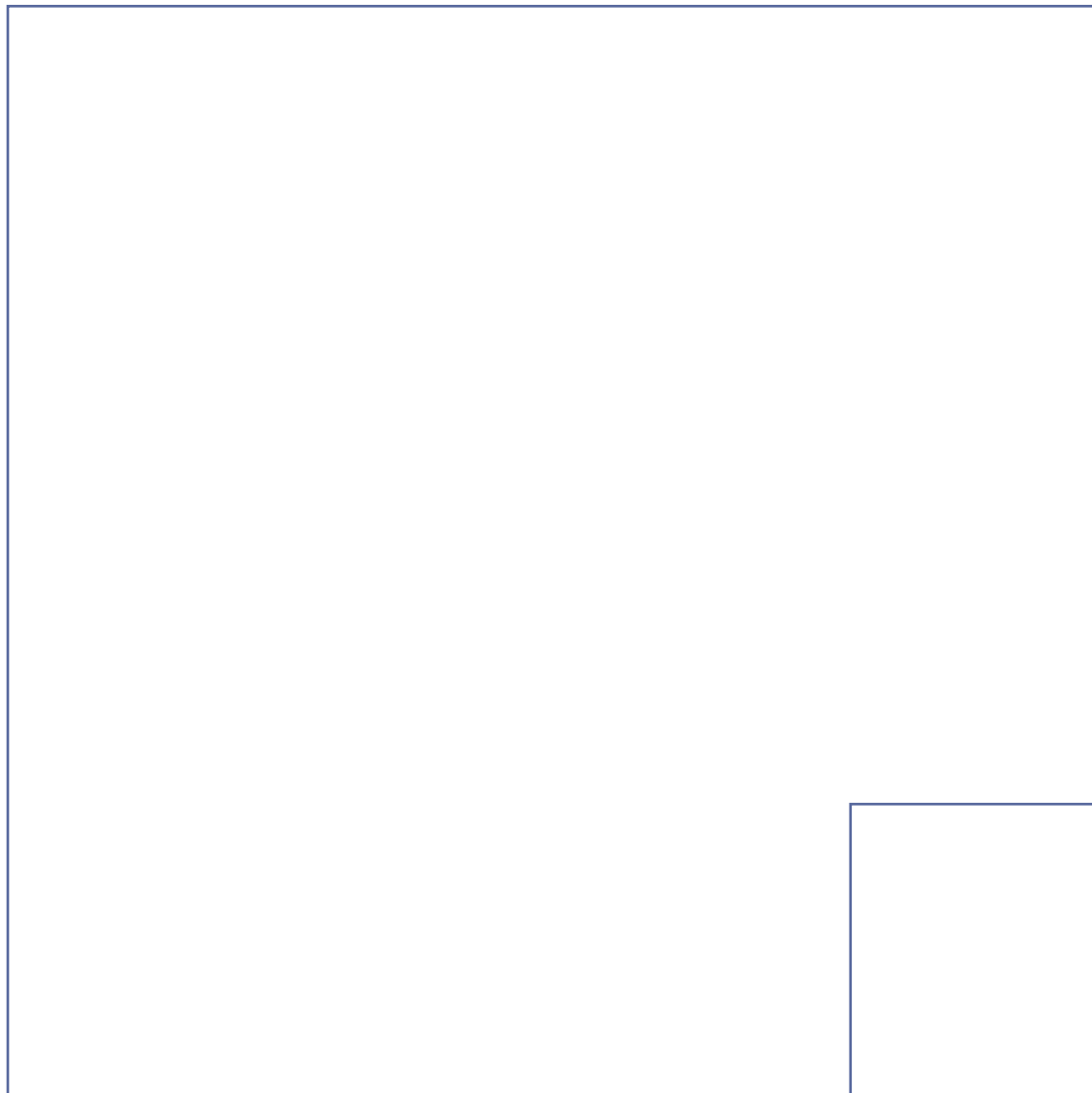
4 その他

図書館についての情報は、本校ウェブサイトの図書館のページをご覧ください。

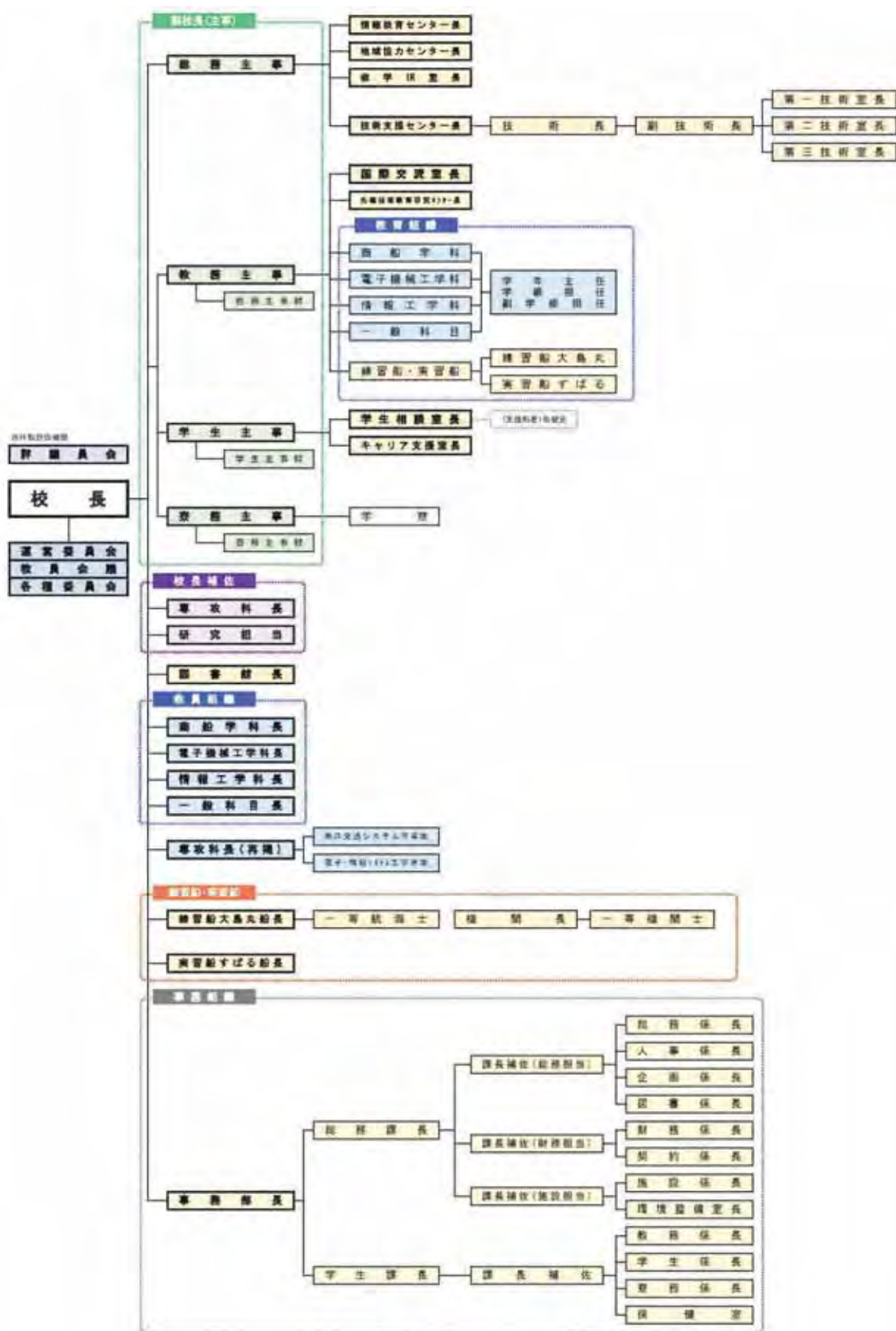
<https://www.oshima-k.ac.jp/campus/facility/library/>



VII 組織及び施設



1 組織図



※ 規則改正等により変更することがあります。

2 各主事の校務分担

教務主事（副校長）は、教育課程の編成及び実施、学校行事、入学・退学・転学等の許可、進級及び卒業の認定、出欠席の扱い、指導要録の作成、教科書、その他図書及び教材の扱い等について、校長を補佐しています。

学生主事（副校長）は、学生の課外教育、集団指導、奨学金関係、職業指導（就職等）、学生会活動、保健指導、厚生福祉等について校長を補佐しています。

寮務主事（副校長）は、学寮の運営、管理、寮生の生活指導及び寮内規律の保持、その他寮務関係事項について校長を補佐しています。

3 事務組織とその概要

学校運営に必要な事務を処理するため事務部に総務課及び学生課が設けられ、さらにそれぞれの課に各係が置かれています。学生生活に直接関係のある業務を取り扱っているのは、学生課の教務、学生、寮務の3係です。したがって、学校（校長）あての諸願届書等は、これらの係のいずれかの窓口を通じて提出することになります。

◎ 学生関係の業務

本校での5年間あるいは5年6月を通して学生のみなさんと最も密接なところが学生課です。関係の主事（主事室）とリンクしながら学生生活の支援をしています。

以下に学生関係の業務のうち、特に学生のみなさんと関係があるものと諸手続をまとめていますので活用してください。

また、わからないことがあったら、学生課の窓口で相談してください。

◎ 学生課課長補佐

- (1) 学生課事務の総括補佐に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び授業に係る専門的事項に関すること。
- (3) 入学者の選抜に係る専門的事項に関すること。
- (4) 学生の修学指導に係る専門的事項に関すること。
- (5) 学生の学籍に係る専門的事項に関すること。
- (6) 留学生に係る専門的事項に関すること。
- (7) 学生募集に係る広報活動に関すること。
- (8) 船舶職員養成施設に関すること。
- (9) 専攻科に関すること。
- (10) 教務に関する学外会議に関すること。
- (11) 高専大会等各種大会の総括に関すること。
- (12) その他学生課事務に係る事項のうち、重要な調査、企画及び連絡調整に関すること。

○ 教務係

- (1) 学生課の事務に関し、総括し、及び連絡調整する。
- (2) 学生の募集及び入学者の選抜に関すること。
- (3) 学生の修学指導に関し、連絡調整すること。
- (4) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (5) 学生の入学、休学、復学、退学及び卒業に関すること。
- (6) 学生の学業成績の整理及び記録に関すること。
- (7) 学生の学籍に関すること。
- (8) 学生の校外実習及び見学に関すること。
- (9) 学生の諸証明に関すること。
- (10) 教科書及び教材用具に関すること。
- (11) 留学生に関すること。
- (12) その他学生課の他の係に属しない事務を処理する。

○ 学生係

- (1) 学生の生活指導及び生活相談に関すること。
- (2) 学生団体に関すること。
- (3) 学生の集会、掲示及び印刷物に関すること。
- (4) 学生の課外活動に関すること。
- (5) 学生の規律に関すること。
- (6) 学生の学校納付金及び奨学金に関すること。
- (7) 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関すること。
- (8) 学生の安全管理及び保健管理に関すること。
- (9) 日本スポーツ振興センターの事務（経理に関するものを除く。）に関すること。
- (10) 課外活動施設及び保健施設の管理運営に関すること。
- (11) 学生の職業指導及び就職あっせんに関すること。
- (12) 学生の旅客運賃割引証に関すること。
- (13) 学生食堂（小松会館）に関すること。
- (14) その他学生の厚生補導に関すること。

○ 寮務係

- (1) 学寮の管理運営に関すること。
- (2) 学生の入寮及び退寮に関すること。
- (3) 寮生の生活指導及び生活相談に関すること。
- (4) 寮生の集会、催物、掲示及び印刷物に関すること。
- (5) 寮生の給食に関すること。
- (6) 寮生の貸与物品に関すること。
- (7) 学寮の防火管理及び災害防止に関すること。
- (8) 教員の学寮宿日直に関すること。
- (9) その他寮務に関すること。

○ 図書館（総務課 図書係）

- (1) 図書館の管理運営に関すること。
- (2) 図書館資料（以下「図書等」という。）の受入れに関すること。
- (3) 図書等の購入計画及び図書予算の経理に関すること。
- (4) 図書等の分類及び目録作成に関すること。
- (5) 図書等の保存及び配架に関すること。
- (6) 図書等の閲覧及び貸出等利用に関すること。
- (7) 文献の収集及び交換に関すること。
- (8) 図書等の相互利用（相互貸借，文献複写等）に関すること。
- (9) 図書等の利用についての参考奉仕（検索，指導，読書相談等）に関すること。
- (10) 図書等の寄附受入に関すること。
- (11) その他図書館に関すること。

4 施設

① 土地

敷地総面積	内 訳	
112,540 m ²	校舎敷地	43,767 m ²
	寄宿舎敷地	29,911
	運動場敷地	35,770
	その他	3,092

② 建物（校舎及び附属建物）

名 称	構造	延面積	名 称	構造	延面積
校舎・管理棟	R 4	7,004 m ²	車庫	R 1	34 m ²
電子機械工学科棟	R 4	1,769	守衛所	R 1	15
情報工学科棟	R 3	974	校舎管理部倉庫	R 1	150
ものづくり教育研究棟	R 3	734	プール附属棟	B 1	49
渡り廊下	R 1	33	更衣室	B 1	60
機関実習工場 1	R 1	622	体育器具庫 1	B 1	61
機関実習工場 2	R 1	519	体育器具庫 2	B 1	102
艇庫	R 1	606	体育器具庫 3	B 1	31
船舶海洋システム工学 実験室	S 1	565	屋外便所	B 1	30
内燃機関総合実験室	R 1	164	ヨット艇庫	W 1	63
情報教育センター	R 1	300	舟艇器具庫	B 1	82
図書館	R 2	1,681	機材倉庫	R 1	72
第一体育館	R 1	997	船舶実習倉庫	B 1	26
第二体育館	R 1	880	物品倉庫	W 2	94
武道場	R 1	322	薬品庫	B 1	33
小松会館	R 2	164	油庫	B 1	19
職員会館	R 2	193	音楽器具室	B 1	31
商船会館	R 3	690	消防ポンプ庫	B 1	21
資料館	R 1	164	管理部倉庫	B 1	34
合宿所	W 2	180	課外活動施設 1	S 1	94
バス車庫	R 1	108	船舶格納庫施設	S 1	87
計					19,857

(寄宿舎)

名 称	構造	延面積	名 称	構造	延面積
男子寮	R 3	3,781 m ²	洗濯室	S 1	64 m ²
女子寮・中寮及び寄宿舎管理棟	R 5	4,385	寄宿舎倉庫	R 1	63
管理部物品庫	R 1	110	計		8,403

③ その他の施設

練習船係留栈橋	1 基	野球場	1 面
職員宿舎	1,356 m ² 20 戸	実習船係留栈橋	1 基
陸上競技場	1 面	生活排水処理施設	210m ³ /日
プール	25m 7 コース	テニスコート	5 面

5 練習船大島丸

船 型	全通二層甲板船型
資 格	近海区域(非国際航海), JG 第四種船
主 要 寸 法	全長 L 56.49m 幅 B 10.6m 喫水 d 3.4m
総 ト ン 数	373 トン
推 進 機 関	電気推進システム:推進電動機 (745/220kW×885/590min ⁻¹) 2 台
発 電 機	ブラシレス同期発電機 (750KW/AC 450V 3φ/60Hz 900min ⁻¹) 3 台
蓄 電 池	リチウムイオンバッテリー容量 (417kWh)
最 大 速 力	13.44 ノット
航 続 距 離	約 2,100 海里
定 員	乗組員 9 人 教員 3 名 学生 48 名 合計 60 名
臨時航行定員	合計 150 名



大島丸 (令和 5 年 3 月 13 日竣工)

6 実習船等

実習船「すばる」 14トン

その他

ヨット 8艇

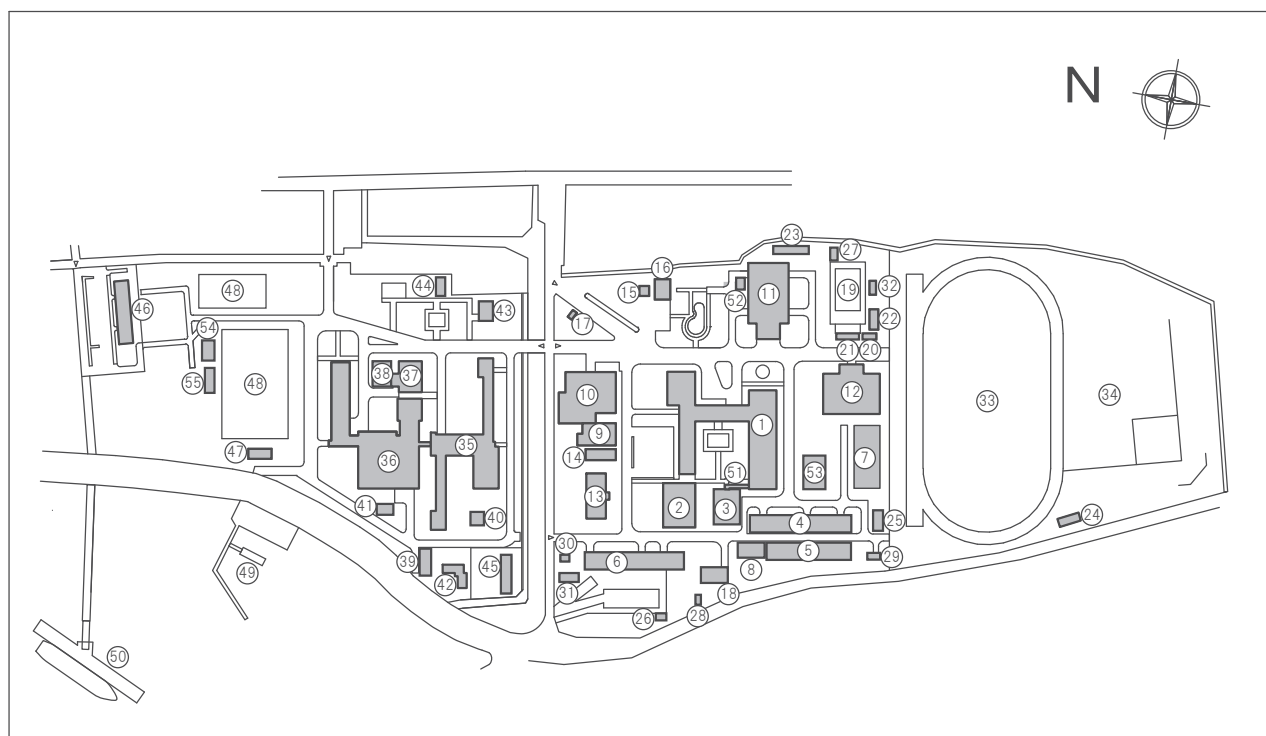
カッター 3艇

伝馬船等 8艇



すばる（平成16年3月22日竣工）

7 配置図



- | | | |
|-----------------|----------------|---------------|
| ① 校舎・管理棟 | ②① プール附属棟 | ④① 寄宿舍倉庫 |
| ② 電子機械工学科棟 | ②② 更衣室 | ④② 合宿所 |
| ③ 情報工学科棟 | ②③ 体育器具庫2 | ④③ 職員会館 |
| ④ 機関実習工場1 | ②④ 体育器具庫1 | ④④ 物品倉庫 |
| ⑤ 機関実習工場2 | ②⑤ 機材倉庫 | ④⑤ 第二職員宿舎 |
| ⑥ 艇庫 | ②⑥ 船舶実習倉庫 | ④⑥ 第三職員宿舎 |
| ⑦ 船舶海洋システム工学実験室 | ②⑦ 薬品庫 | ④⑦ 舟艇器具庫 |
| ⑧ 内燃機関総合実験室 | ②⑧ 油庫 | ④⑧ テニスコート |
| ⑨ 情報教育センター | ②⑨ 音楽器具室 | ④⑨ 実習船係留棧橋 |
| ⑩ 図書館 | ③⑦ 消防ポンプ庫 | ⑤⑦ 練習船係留棧橋 |
| ⑪ 第一体育館 | ③⑧ ヨット艇庫 | ⑤⑧ 渡り廊下 |
| ⑫ 第二体育館 | ③⑨ 体育器具庫3 | ⑤⑨ 管理部倉庫 |
| ⑬ 武道場 | ③⑩ 陸上競技場 | ⑤⑩ ものづくり教育研究棟 |
| ⑭ 小松会館 | ③⑪ 野球場 | ⑤⑪ 課外活動施設1 |
| ⑮ 車庫 | ③⑫ 男子寮 | ⑤⑫ 船舶格納庫施設 |
| ⑯ バス車庫 | ③⑬ 女子寮、中寮及び管理棟 | |
| ⑰ 守衛所 | ③⑭ 商船会館 | |
| ⑱ 校舎管理部倉庫 | ③⑮ 資料館 | |
| ⑲ プール | ③⑯ 管理部物品庫 | |
| ⑳ 屋外便所 | ④① 洗濯室 | |



電子機械工学科棟2階



情報工学科棟2階



校舎・管理棟2階



電子機械工学科棟1階



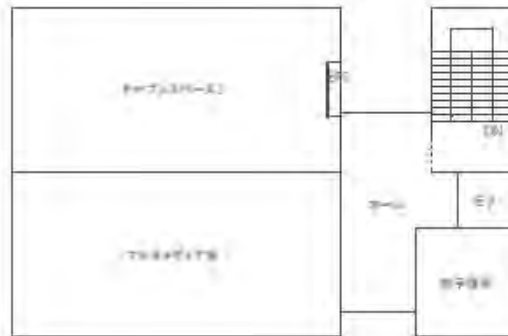
情報工学科棟1階



校舎・管理棟1階

[illegible][illegible][illegible]

52



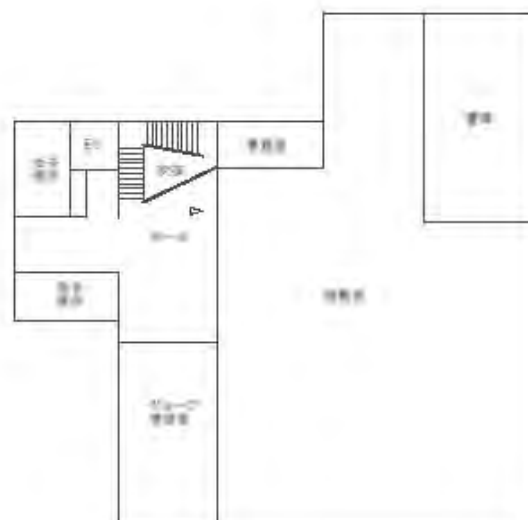
ものづくり教育研究棟3階



ものづくり教育研究棟2階



ものづくり教育研究棟1階



情報教育センター

図書館1階

図書館2階



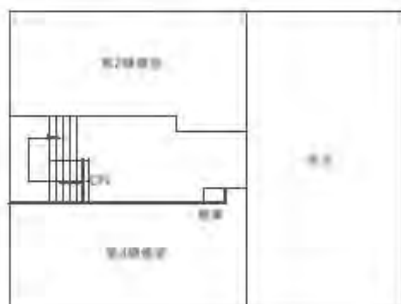
図書



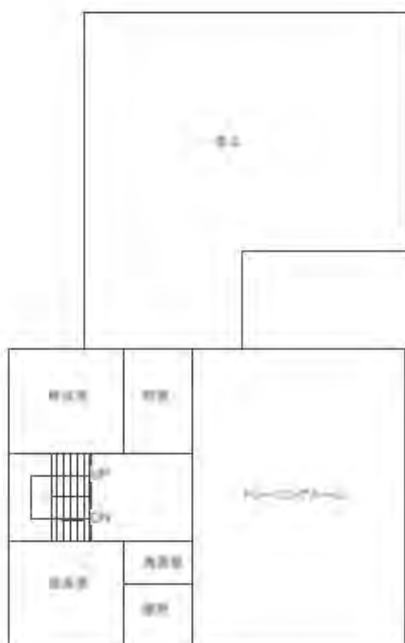
実験実習工場2



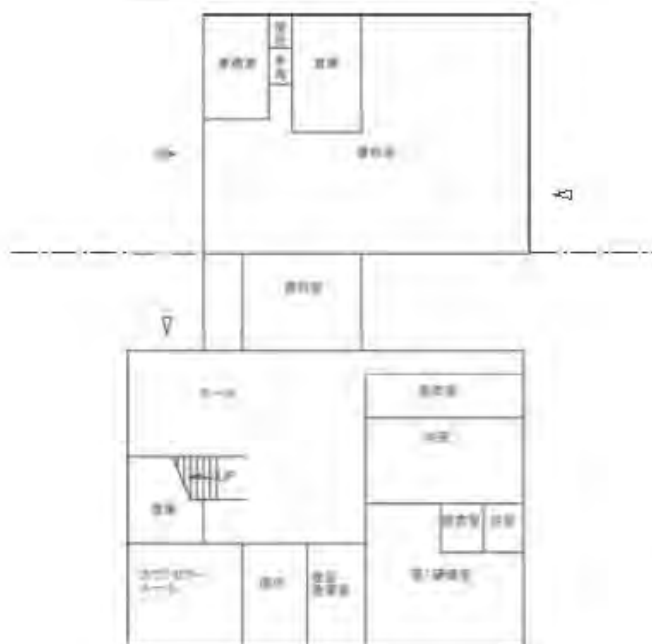
実験実習工場1



商船会館3階



商船会館2階



資料館

商船会館1階